

リース会計基準の変更が法人企業統計に与える影響

大 日 方 隆
荒 田 映 子

1 はじめに

会計基準の改訂は、多種多様な経済的影響を引き起こす。そもそも、会計情報の開示は資源配分の効率性を高めるためのものであり、経済の実態に対して完全に中立的な会計基準は存在しない。それゆえ、会計基準の改訂が経済的影響を引き起こすこと自体は、とりたてて問題視するにはあたらない。

しかし、会計基準の改訂による経済的影響が、当初から積極的に意図されたものであったのか、それとも意図されざるものであるのかは、重要な問題である。意図されざる経済的影響は副産物に他ならないが、それが社会にとってプラスである場合にはよいとしても、マイナスである場合には、その負の影響を解消するか、緩和するかを考えなければならない。会計基準の改訂作業は、そこまで考えなければ完結しない。

より深刻な問題は、その経済的影響が予測できたのか、できなかったのかである。会計基準設定主体の意図の有無を問う以前に、学問的に予測できなければ、たとえ負の影響が生じても、責任の問いようがない。それよりもまして重要なのは、会計基準の改訂にともなう影響を不十分にしか予測できなければ、会計学は政策科学として成熟しておらず、社会的な責任を果たせないことになるという点である。

この論文は、リース会計基準の改訂が引き起こした影響のうち、法人企業統計データの連続性に着目して分析したものである。法人企業統計データは、会計制度で作成される財務諸表項

目の金額を調査したものであるため、会計基準の改訂は、法人企業統計データに少なからぬ影響をあたえる。その影響については、政府の調査主体によって、追跡調査がすでになされている。概要は後述するが、「附帯調査」と呼ばれるものである。

この論文では、「附帯調査」から得られた計数値を分析することによって、リース会計基準の改訂が法人企業統計データに対してどのような「変更」をもたらしたのかをあきらかにする。検討の結果、リース会計基準の改訂は、リース契約を利用した設備投資額の把握方法を変えることを通じて、設備投資額の質的な変化をもたらすと同時に、法人企業統計から把握される設備投資額にも無視できない量的な変化も引き起こしたことが判明した。その検討を通じて、会計基準や会計情報の利用者を上場企業に対する投資家に限定したうえで、会計基準の作成を民間団体に委任している現状の問題点があきらかになる。

2 調査研究の目的

(1) 「附帯調査」の概要

平成20年4月より、リース取引に係る新しい会計基準の適用が開始された。大雑把に言うると、旧会計基準のもとでは、ファイナンス・リースとなるリース資産への投資を貸手(リース会社)が記録していたのに対して、新基準のもとでは、借手(リース取引のユーザー)がそれを記録することになっている。そのような会計基準の変更にもなって、法人企業統計の

データにどのような影響が及ぶのかが問題となる。具体的に述べると、旧会計基準のもとでの公表値と新基準のもとでの公表値とのあいだに、不連続性が生じていないのかが、懸念される。

そこで、法人企業統計の本調査と並行して、「附帯調査」と呼ばれる追加調査が実施された。その「附帯調査」については、すでに報道発表がなされ、財務省のホームページ上で情報開示がなされている（財務省の財務総合政策研究所、調査統計部調査統計課）。以下、その概要を記しておく。

調査項目は、貸手の側と借手の側に分かれている。借手の側は、新会計基準の適用の結果、(A)リース取引によって計上された固定資産の額、貸手の側は、新会計基準の適用の結果、(B)リース取引によって計上された流動資産の額である。(A)と(B)の情報を使って新会計基準のもとでの数値を適時修正すると、旧会計基準のもとでの(従来ベースの)設備投資額が判明するという理由によって、これらの調査項目が選択された。

調査対象は、資本金1億円以上で、平成20年4-6月期～平成22年4-6月期の四半期本調査において、新会計基準を適用したことが判明している借手側の法人と、貸手側の法人の両者である。なお、この貸手の識別は、第1売上による産業格付け、すなわち、法人企業統計においてリース業と判定されている法人が選択されている。副業(第2売上以下)としてリース業を営んでいても、産業分類上、リース業に分類されていない法人は貸手としては扱われていない点には、注意が必要である。

調査対象法人数は、借手が6,500(金融業を含めると7,059)であり、貸手は154であった。回答法人数は、借手は5,181(金融業を含めると5,702)であり、貸手は104であった。回答率は、借手は79.7%(金融業を含めると80.8%)、貸手は67.5%であった。すでに本調査において、金融業も法人企業統計の調査対象とされていることから、「附帯調査」も、金融

業を含めて実施されている。

この論文は、「附帯調査」から得られた情報を分析するとともに、適宜、上場企業に関する分析結果を加味することによって、リース会計基準が法人企業統計データにどのような影響をあたえるのかについて、過去および将来の見通しをあきらかにすることを目的としている。「附帯調査」では金融業も対象とされているものの、過去、金融業が法人企業統計の調査対象とされなかったときのデータと現在のデータとのあいだの連続性を検討するため、金融業については議論の対象外としている。

(2) 会計基準変更の経済的帰結

一般に、企業は、現在の会計基準だけでなく、将来の会計基準(の変更)も予想したうえで、それを制約条件として、現在の企業活動を最適化している。ここで第1に重要なのは、会計基準を与件とした最適化行動は、与件である会計基準に応じて変化するという点である。

いま、ある会計基準Aのもとでは企業行動 α が最適であり、その組み合わせの結果、会計数値Xが生み出されるとしよう。つぎに、別の会計基準Bのもとでは企業行動 β が最適であり、その結果、会計数値Yが生み出される。このXとYは、事後的に観察可能であるとす。ここで会計基準のAからBへの変更について、3種類の「影響」を考えることができる。

- ①実際の(A, α)による数値Xと、企業が行動を変えないこと、すなわち(B, α)を仮定した数値X'との差。
- ②現在の企業行動を旧基準で仮定計算した(A, β)による数値Y'と、実際の(B, β)による数値Yとの差。
- ③実際の(A, α)による数値Xと実際の(B, β)による数値Yとの差。

上記の①や②の差を測定するには、いずれも特定の強い仮定にたった推定作業が必要である。それらの強い仮定はいずれも、実現しないであろう非合理的な仮定(会計基準と企業行動の

最適ではない組み合わせ)を含意する。そればかりか、公表情報だけでは X' や Y' の正確な推定をするのは難しいために、それらの推定値には相当な誤差が生じてしまう可能性がある。

そのような短所がある一方、①と②の考え方には、③にはない長所がある。それは、会計基準の変更のみの影響を追加的に抜き出すことができるからである。その計算には、企業行動に関する因果関係の推定は必要がない。①や②で計算される差($X'-X$ や $Y'-Y$)は、文字通り、「同一の企業行動を対象としたときの、会計基準の違いによる名目的な数値の差」となっている。これが、多くの人々が予想する「名目的影響」であろう。

それに対して、③の方法は、企業の合理的意思決定を前提としているのに加えて、測定作業の実行可能性が高いという点でも優れている。しかし、③による差が「会計基準変更の影響」と言ってよいのかは、疑問が多い。企業行動を規定しているのは会計基準だけではないからである。企業は、会計基準以外にも、企業内外の多様な要因を制約条件として最適化行動を採用している。会計基準以外の制約要因は、一定不変であるとは限らない。企業行動の変化のすべての原因を、会計基準の変更に着させるわけにはいかないのである。

会計基準の変更と同時に多様な要因が変化している場合、議論は複雑になる。かりに会計基準の変更が原因となって制約要因が変化したならば、その制約要因の変化にともなう影響も、因果関係の連鎖を通じた会計基準変更の影響とみなしてよい。会計基準の変更は遠因である。他方、会計基準の変更とは無関係に制約要因の変化が生じている場合には、その影響を取り除いたうえで、会計基準の変更による影響を考えてみなければならない。前述の③の差のすべてが会計基準変更の影響ではないのであり、影響額の推定に先立って、因果関係の解明がなされていなければならない。ところが、因果関係の解明は、簡単にできるものではなく、それ自体、大きな検討課題である。

これまでに経験した典型例は、退職給付会計基準が変更されたときの出来事である。退職給付会計基準の変更を契機として、給付水準を引き下げたり、確定拠出型年金へ移行したりする企業も少なくなかった。確定給付型年金を採用する企業のうち、年金運用が上手くいかず、含み損を多く抱えている企業は、その積立不足の解消が喫緊の課題となっていた。退職給付会計基準の変更は、それらの企業の経営成績、財政状態に対して一時的に大きな打撃をあたえると予想されていた。会計基準の変更によって、利益は減少し、負債は増加するからである。そのような企業は、給付水準を引き下げたり、確定拠出型年金へ移行したりすれば、負のショックを回避することができた。

しかし、そのケースにおいて、会計基準の変更が原因となって、年金制度の変更が結果としてもたらされたとみなす見解には、問題がある。年金の積立不足を解消することが一義的に重要な目的であるならば、たとえ会計基準の変更がなくても、年金制度の見直しが必然的に生じた、あるいは、会計基準の変更がなくても、年金制度の改訂は論理的に可能であったと考えられるからである。つまり、「もしも会計基準の変更がなかったならば」という反実仮想を試みたとき、それでも、年金制度の見直しをする企業は登場したであろうと想像できる。このとき、年金制度の見直しについて、会計基準の変更が原因になっているとは言えない。会計基準の変更は、あくまでも、契機、引き金、企業の口実に利用されているにすぎない可能性が高いのである。

この調査研究では、残念ながら、リース会計基準の変更の影響だけを抜き出す作業はできない。それは、学界でも、現在進行形でなされている未知の問題である。以下では、リース会計基準の変更にとともなう多様な変化をすべてひっくるめたうえで、会計基準の変更と同時に生じたと予想される法人企業統計データの不連続性を検討する。

第2に重要なポイントは、冒頭で述べたよ

うに、企業は将来の会計基準の変更を事前に予測して最適化行動をとっているという点である。たとえば、 t 期契約分は旧基準、 $t+1$ 期契約分から新基準が適用されると予想されているとしよう。新基準によると、旧基準よりも、利益は保守的に（費用前倒しで）計算され、負債比率が悪化して見えるとする。この場合、できるだけ t 期に契約を済ませてしまったほうが、企業にとっては有利かもしれない。そのように考える企業が t 期に「駆け込み」契約をすれば、その反動で、 $t+1$ 期の契約は減少するであろう。

この場合、どの時点とどの時点を比べて、会計基準変更の「影響」を確かめたらよいのであろうか。 t 期から $t+1$ 期にかけての契約額の減少は、会計基準変更の「影響」と考えてよいのであろうか。 t 期に生じた駆け込みによる契約の増加は、その「影響」から除いてよいのであろうか。残念ながら、これらの問いに対して信頼できる回答は見当たらない。会計学の領域では、新会計基準の発効時点を境界線として、 t 期以前と $t+1$ 期以降とで期間区分されることが多いが、問題点の多い安易なやり方である。その方法では、企業の最適化行動の変化が、新基準の発効時点以前に生じている可能性が無視されている。

今回対象とするリース会計基準については、その境界線設定の問題は非常に悩ましい問題である。リース契約の一部をオンバランスする会計処理は、平成5年6月17日に公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」、「リース取引に係る会計基準」（企業会計審議会第一部会）で定められた。周知のように、ここでは、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を要件として通常の賃貸借取引による会計処理（例外処理）が認められていた。ファイナンス・リースであるか否かよりも、所有権が移転するか否かの要件が優先されていたわけである。

一般に、ファイナンス・リースをオン balan

スすると、資産と負債が増加して負債比率が悪化するとともに、利益がより保守的に計算される。それを回避したい企業は、ファイナンス・リース契約から所有権移転条項を外すことによって、オンバランス処理を免れることができる。一方、海外では、すべてのファイナンス・リース取引のオンバランス処理が義務づけられているため、会計基準の国際的相違が問題になった。

海外からの批判もふまえて、財務会計基準機構のテーマ協議会では、リース取引の会計基準を見直すように、平成13年11月に提言を行った。企業会計基準委員会は、その提言を受けて平成14年7月から審議を開始した。すべてのファイナンス・リース取引をオンバランス処理する方向に議論が進むというのが大方の予想であり、新しい会計基準は、海外と同等のものになると予想するのが常識的な見方であった。

しかし、リース事業協会と一部産業界の激しい抵抗などがあったため、審議は予想外に長期化した。1件300万円以下の契約を除いて（ただし重要性の判断はあり）、ファイナンス・リース取引のオンバランス処理を義務づける新会計基準が設定されたのは、平成19年3月30日である。テーマ協議会の提言から起算すると、5年もの歳月が費やされたわけである。長期の審議の途中で論点となった2点は、いずれも的外れな論点であった。¹⁾

そのような長期間の審議のあいだに、現行（新）基準の適用を予測した企業が、しだいに行動を変化させた可能性も、けっして否定できないであろう。激変を回避するのが得策であることは、世の常だからである。もしも、長期間かけて、ゆっくりと企業が新基準への対応を進めてきているとしたら、新基準発効の直前と直後と比較してみたところで、「影響の真相」はわからないであろう。

ただし、学問的探求にとって、それは不幸な出来事であるかもしれないが、かりにそのようなソフト・ランディングがなされているとした

ら、法人企業統計データの利用にとっては、むしろ幸いである。データの不連続性がそれだけ小さくなるからである。それゆえ、今回の調査研究では、その問題については掘り下げないことにする。

(3) リース会計基準と企業の投資行動

前項で述べたように、リースの会計基準が変更されても、いっさい企業行動に変化がなければ、会計基準の変更にもなる「名目的影響」を測定することは容易である。しかし、企業行動は、(A) リースの会計基準の変更に起因して、あるいは、(B) 会計基準とは無関係に変化する。

これらの(A)と(B)を明確には分けることができないため、「法人企業統計附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)」では、新基準発効後のリース契約を与件として、新旧基準による計数値の相違を調査している。これは、(2)で述べた②の方法である。会計基準の相違による「名目的影響」を捉えるという点では、この方法は有益であり、記入者に大きな負担を強いない点でも優れた追加調査方法であった。

しかし、会計基準の変更に起因して企業行動が変化するという、「実質的影響」が生じている場合、かつ、その「実質的影響」が法人企業統計データに不連続性を生み出している場合には、「名目的影響」を捉えただけでは不十分である。とはいえ、すでに詳述したように、「実質的影響」を捉えるのは難しく、それを望むのは、無い物ねだりであろう。そこで、ここでは、予想される「実質的影響」を確認することによって、法人企業統計データの利用者にいっそうの注意を喚起するとともに、将来の検討課題を提示しておきたい。

リース会計基準と企業行動との関係をやっかいな問題にしているのは、リース取引が、企業にとって投資政策と資金調達政策(財務政策)の両面を同時にもっているからである。2つの要素が同時に動くため、リース取引を行うか否

かか意思決定は、「資金調達政策を与件とした最適投資政策」や、「投資政策を与件とした最適資金調達政策」などのように、逐次的な部分最適化問題には簡単には分解できない。もちろん、リース取引を行うのが最適解であるか否かは、企業によってさまざまである。投資をするか否かを決めた後、それを自己資金で賄うか、借入によるか、リースによるかという意味決定を行う企業もあれば、資金調達方法いかんで投資をするか否かを決める企業もあろう。

ファイナンス・リース取引をオンバランスする現行会計基準のもとでは、リース契約は負債を増加させて負債比率を悪化させる。それが資本コスト(資金調達コスト)の上昇につながると信じ、かつ、それを回避したい企業は、ファイナンス・リース取引を断念するであろう。このとき、その代替手段として、オペレーティング・リースを利用するのか、借入や自己資金で賄うのか、それとも、投資そのものを断念するのか、選択肢・可能性は複数ある。資金調達方法(いわゆる財務構成比率)が常に一定であるという論理的保証はないので、ファイナンス・リースやオペレーティング・リース、借入や自己資金利用などの資金調達方法の構成比の変化から、会計基準変更の影響を特定するのは困難である。もちろん、投資が断念されているケースは、そもそも経験的データとして捕捉することができない。「実質的影響」の全貌は、永久に未知のものであり続ける。

いくつかの先行研究によると、リース会計基準の変更は、企業の投資行動や市場における企業価値の評価に影響をあたえると報告されている。上記のように、ファイナンス・リース取引のオンバランスによって企業にとって不利な影響が生じると考える人々が多いのも、事実である。しかし、なぜ会計基準が「実質的な影響」をあたえるのかについては、ほとんどわかっていない。正確に言えば、リース契約から生じる将来キャッシュ・フローの予測に変化がない限り、会計処理の違いは企業評価に影響をあたえるはずはなく、企業評価を気にした企業行動に

も影響をあたえるはずはない。リースの会計処理に限らず、資本と利益の区分を変えない会計基準の改訂が企業評価に影響をあたえるとしたら、それは学問的なパズルである。²⁾

そのように「実質的影響」があるのかないのかがいまだにわかっていない以上、「法人企業統計附帯調査」において、「名目的影響」だけに限定して調査することにも、相当の合理的理由がある。「隠された影響」を問わずに、もっぱら、法人企業統計データの連続性という観点から、なにか脱漏するのかに焦点を当てるのが目的とされているからである。

ただし、繰り返しになるが、附帯調査に現れた数値は、会計基準変更による「影響」そのものではない。学術的な意味でいう「影響」の一部はそこには含まれていないのと同時に、学術的には「影響」ではないものも、そこには含まれている可能性がある。調査結果の利用者には、その点の注意が必要である。

(4) リース会計基準の変更と投資の推定

法人企業統計データから、調査対象全体の投資額を推定するとき、企業(調査対象法人)の「固定資産の期中増減」の数値が利用される。固定資産が増加していれば、期中にプラスの投資がなされたことになり、それが減少していれば、マイナスの投資がなされたことになる。リース会計基準の変更にもなって、そのような投資の推定額にどのような影響が及ぶ(及んだ)のか、それが今回の附帯調査およびこの調査研究の主題である。

旧会計基準では、一般事業会社がリース契約によって設備投資をしたときの投資額は、当該事業会社ではなく、リース会社の固定資産の増加を通じて把握されてきた。実質的には借手である事業会社の投資ではあっても、リース会社の投資として会計処理されていたからである。リース会社の側では、リース(賃貸用)の自己所有固定資産の増加が記録される一方、事業会社の側では、資産の購入処理(オンバランス処理)はなされなかった。実質的な投資主体が帰

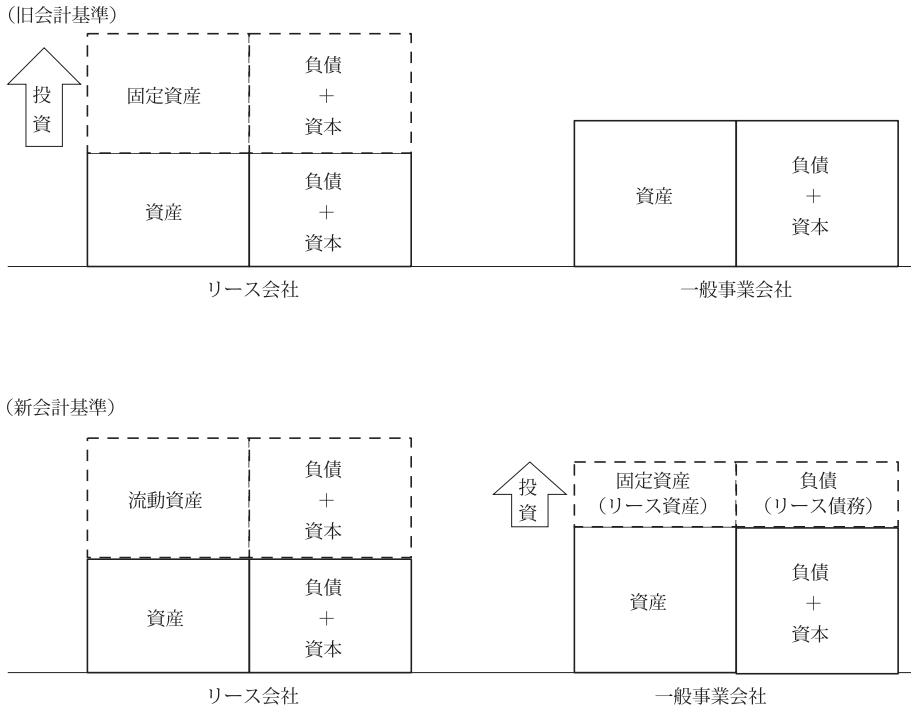
属する産業セクターの投資として把握されないという重大な欠陥はあったものの、リース会社は比較的に大規模企業であることから、その供給側を捕捉することで、比較的に漏れの少ない捕捉がなされていたのである。

他方、新会計基準では、一般事業会社がファイナンス・リース契約によって設備投資をすると、当該事業会社の固定資産が増加し、リース会社の固定資産は増加しない。実質的な投資主体が帰属する産業セクターの投資として把握されるのである。リース会社の側では、固定資産が増加しない代わりに、リース債権が流動資産に計上される。以上については、第2-1図を参照されたい。

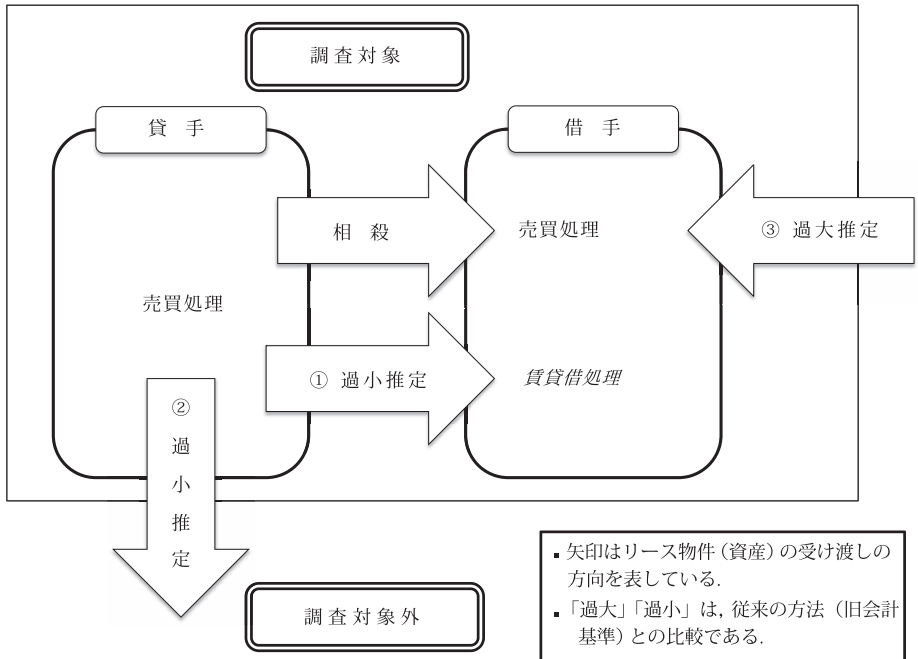
新会計基準による会計数値を旧会計基準ベースの数値に直し((2)の②の差を測定する)たうえで、投資額を推定するためには、(a)リース会社が流動資産に計上したリース債権の額を投資額に含めるとともに、(b)借手の事業会社が計上したリース資産の増加額を投資額から控除しなければならない。附帯調査は、推定投資額の補正推計をするために、(a)と(b)に必要な数値を調査したものである。毎年、このような補正推計ができるのであれば、常に旧会計基準ベースで投資額の推定ができるから、法人企業データの利用にあたって不連続性は問題にならない。

しかし、会計基準は将来も変更される可能性がある。げんに、リース取引については、1年を超えるリース契約のコミットメントを例外なくオンバランスする会計基準が議論の俎上に載せられている。旧会計基準をいつまでも追いかけていたのでは、補正のためのコストが膨大なものになる。追加的にコストがかかる補正推計をせずに、新会計基準のもとでの数値のみで投資額を推計する状況を考えてみなければならない。その場合、当然に、旧会計基準のもとでの推計値との連続性は絶たれることになる。重要なのは、その影響の程度だけではなく、数値のもつ経験的意味の変化を正しく理解することである。

第2-1図 会計基準の変更と投資の記録者



第2-2図 不突合の原因



前述の通り、旧会計基準では、調査対象に含まれるリース会社による「リースの供給側」から、投資額が把握されていた。他方、新会計基準のもとでは、調査対象に含まれる法人の「リースの需要側」から、投資額が把握されることになる。実質的な投資主体の会計記録を通じて投資額が把握されるようになることから、投資主体の産業セクターの違いを分析するのであれば、これは大きな改善である。

しかし、見逃せない、重大な問題も生じている。(A)リースの貸手と借手がともに調査対象に含まれ、かつ、(B)ファイナンス・リース取引について、貸手と借手がともに標準的に想定されている会計処理(旧会計基準では賃貸借処理、新会計基準では売買処理)がなされているのであれば、全産業の集計値についてなんら問題はない。投資(固定資産の増加)を記録する主体が貸手から借手へ変わったただけだからである。

ところが、問題はそれで終わらない。第2-2図を見ていただきたい。3つのケースで、不突合が生じてしまうのである。産業全体の投資の推定に対して、①と②では過小推定、③では過大推定が生じる。

①は、リースの借手が、ファイナンス・リース取引を自らの投資(固定資産の購入による増加)として記録せずに、旧会計基準と同様に、賃貸借処理をするケースである。このような事態が生じるのは、(i)非上場企業、とりわけ中小企業において、上場企業向けの新会計基準が適用されないケースと、(ii)借手の企業が、新会計基準で許容されている例外規定(1件300万円以下のリース契約は賃貸借処理をしてもよい)を適用するケースである。

前者の(i)については、想像する術がないので、ここでは議論しない。³⁾ 後者の(ii)の影響は、意外に大きい。300万円という数値基準は、リース契約1件当たりの平均契約額を参考にしたとされているからである。巷間では、自動車リースのほとんどは旧基準同様にオフバランス処理されるとも言われている。もちろん、リース会社の側が、借手が賃貸借処理を選

択している場合には、それにあわせて賃貸借処理をしていれば問題はない。しかし、リース会社の側が売買処理をしているにもかかわらず、借手の側が賃貸借処理をすると、双方で投資(固定資産の増加)が記録されないから、全体の集計値からも脱落してしまうことになる。これが、投資の過小推定の原因となる。

さらに、同様の問題は、リースの契約条項を裁量的に操作することによって、会計処理上、ファイナンス・リース取引ではなくオペレーティング・リース取引として扱うケースでも生じうる。しかし、その場合、リース会社の側が賃貸借処理をしているならば、結局、従来の旧基準と同じになるから、影響は生じないであろう。⁴⁾

②は、リースの貸手は法人企業統計の調査対象であるものの、借手側は調査対象ではないケースである。投資の記録対象が「供給側」から「需要側」に変更されたため、需要者である借手が調査対象から除外されていると、借手の側で記録されている投資は、全体の推計値から脱落する。このような事態が生じるのは、借手が(i)日本国内で活動していながら、調査対象とされていないケースと、(ii)日本国内で活動していないか、または、外国法人であるケースである。(i)の存在は忘れられやすいが、政府、地方自治体、独立行政法人などがこれに該当している。

③は、②と逆に、貸手が調査対象外であるために、従来は投資の推計に含まれなかったものの、借手が調査対象であるために、現在は投資の推計に含まれるケースである。典型的には、外国のリース会社をリースの貸手とするリース取引がこれに該当する。上記②の(ii)と、この③とは逆方向の影響をあたえる。国際的に見て、リースの貸出超過や借入超過ではなくて、双方向で均衡しているとすれば、両者の影響は相殺し合うであろう。その場合には、産業全体の投資の推計値に大きな誤差はもたらされない。しかし、新興国、途上国向けのリース取引が盛んで、リースの貸出超過であるならば、投資の推計値は減少する。

このように、①の(ii)と②の(i)のケースは、投資の推計に対して、システムティックな過小推定バイアスをもたらすことになる。社団法人リース事業協会が公表している企業規模別分類による統計データによると、長年にわたって、資本金1億円以下の中小法人と官公庁のシェアは50%強である。これは、無視できない大きさと言ってよい。この調査研究においては、「不突合＝貸手側の補正額と借手側の補正額との差」にも着目する。それは、その不突合による(旧会計基準と比べた)過小推定は、新会計基準にとって不可避のものであり、未来永劫、消滅することなく存在し続ける問題だからである。

(5) 小 括

「法人企業統計附帯調査」では、リース取引の新会計基準発効後のリース取引を与件として、旧会計基準で処理した場合の数値を調査している。それは、会計基準変更の影響の一部であると同時に、本来は会計基準の変更の影響ではないものも含まれている。それは、法人企業統計データの連続性に特化して調査したものであり、会計基準の変更と同時に生じた多様な影響を含んだ数値である。この調査研究は、リース会計基準の変更の「影響」や「経済的帰結」を分析したのではなく、リース会計基準の変更にともなう生じる法人企業統計データの不連続性のうち、特に投資の推計に焦点を当てた調査研究である。

リース会計基準の変更は、企業行動に影響をあたえることを通じて、会計数値に影響をあたえ、もって法人企業統計のデータにも影響をあたえている。しかし、残念ながら現時点では、その因果連鎖を通じた影響の全貌を知ることができない。現時点で問うことができるのは、①旧会計基準の適用を仮定したときの数値との差と、②借手と貸手のあいだに生じる不突合の額である。

この調査研究の焦点は、①の差額の「程度」である。リーマン・ショックに対する季節調整

のように、事後的な平滑化修正を必要とするほどの断層を生じさせているか否かが、最大の焦点になる。一般に、会計基準の変更は、リース取引に限らず、法人企業統計データに対して定量的、定性的な不連続性を生じさせる。それをどれだけ重視して、どのような補正を施すのかは、法人企業統計データの利用者の自己責任において決めるべき問題である。なぜなら、どこにどのような影響が存在し、それをどのように補正するのかについて、学術的にも一義的解答が存在しないからである。多様な方法からの選択には価値判断をともなう以上、それは自己責任に任せるしかない。

行政当局に必要であるのは、どのような問題がそこに生じ、問題となる数値がどれほどの程度であるのかを、わかりやすく開示することである。この調査研究は、まさに、その目的を達成するための一助となることを目的としている。たんに附帯調査のデータの集計、加工にとどまらず、学術的、専門的な見地から、残されている未検討の課題に言及しているのは、その責任を果たそうとするからに他ならない。

3 会計基準変更と財務諸表への影響

まず、リース取引に関する会計基準がどのように変わり、その結果、財務諸表のどの部分にどのような影響を及ぼすのかを確認しよう。本節では、2008年度から適用される企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(以下、あわせて新基準)と、それ以前に適用されていた企業会計審議会による「リース取引に係る会計基準に関する意見書」および公認会計士協会による「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」(以下、あわせて旧基準)について、借手と貸手とに区別して概観し、旧基準から新基準へ移行することによって、論理的にどのような違いが生じ、またそれらが法人企業統計における設備投資額にどのような影響を及ぼしうるのかについて事前の予測

をたてることとする。

(1) 借手への影響

旧基準では、「リース契約の中途において当該契約を解除することができ」ず、借手が、「リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用にともなう生じるコストを実質的に負担することとなる」リース取引をファイナンス・リースと呼び、これについて原則として、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理方法（以下、売買処理と記す）をとることが要請された。売買処理とは、当該リース取引を資金の借入れをとまう資産の購入とみなし、また、每期支払うリース料を借入れの元本返済と利息の支払いにあてるとみなすため、契約開始時点からリース資産とリース債務が貸借対照表に認識され、各期の費用は資産の減価償却費と支払利息の合計となる。このとき、利息費用はつねにリース期間にわたって配分されるが、減価償却費は、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるリース取引⁵⁾（所有権移転ファイナンス・リース）であれば物件の経済的使用可能期間、それ以外のリース取引（所有権移転外ファイナンス・リース）であればリース期間にわたって計上される。

しかし一方で、所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理することが容認されていた（以下、この方法を賃貸借処理と記す）。借手における賃貸借処理とは、リース取引によって借手に生じる資産を利用する権利や対価を支払う義務を貸借対照表に認識することなく、每期支払うリース料を賃借料として費用処理する方法である。借手がこの方法を選択した場合には、注記に、①リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額、②未経過リース料残高、③当期の支払リース料、減価償却費相当額、および支払利息相当額等を開示しなければならないとされている。⁶⁾ すなわち、旧基準のもとでは、売買処理されていれば

貸借対照表本体に、賃貸借処理されている場合は、注記に、将来にわたる支払い義務に関する情報が開示されていることになる。

以上のように、旧基準は、原則ファイナンス・リースのオンバランス化が規定された基準ではあったが、実態としては、大半の借手企業において所有権移転外ファイナンス・リースの例外処理が適用され、ファイナンス・リースがオンバランスされることはなかったと言われている。⁷⁾ このような実態が海外から批判を受け、また、国際的には、ファイナンス・リースのみならずオペレーティング・リースもオンバランスするというより進んだ議論もなされている背景⁸⁾のもと、新基準が公表された。

新基準でも、オンバランスされるファイナンス・リースの定義は旧基準と同じであるが、問題の例外処理の撤廃が目的とされた。しかし、前節でも述べたように、いくつかの例外が認められることとなった。具体的には、(1)土地の所有権移転外リース、(2)購入時に費用処理している重要性の乏しい減価償却資産のリース、(3)リース期間が1年以内のリース、(4)重要性の乏しいリース取引で1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引について、賃貸借処理が認められており、法人企業統計における新基準の影響を分析するには、特に(4)が新基準で捉えられていない点は、少なからず重要である。

また、新基準は、適用初年度以降に開始されたリース取引には必ず適用されるのだが、それ以前に開始したリース取引については、複数の方法が認められている。

- (A) リース取引開始時にさかのぼって売買処理し、当該年度までの累積的影響額を特別損益とする方法。
- (B) 既契約分も貸借対照表に認識するが、その認識当初の評価額を前年度末の未経過リース料残高（割引前も可）とし、利益計算には基準変更の影響を反映させない方法。

(C) 従来通り賃貸借処理をとり、損益計算書にも貸借対照表にも基準適用の影響を反映させない方法。

いずれの方法であっても、新基準の適用によって新規契約分だけ資産、負債の総額が増加することは間違いない。すべての企業が(A)もしくは(B)の方法をとれば、評価方法の違いはあれど、借手のファイナンス・リース投資は新基準適用年度にすべて認識されることになる。⁹⁾しかし、ある企業が(C)を選択すると、当該企業の既契約分は貸借対照表に認識されず、既契約分のリース期間が終了し、新たにファイナンス・リース契約が締結されたときにはじめて認識されることになる。すなわち、新基準がすべての(例外が認められているものを除く)ファイナンス・リース取引に適用されている状況に移行するには、現時点でどの程度の企業が(C)の方法を選択しており、また、それらの企業の基準適用初年度における既契約分の残存契約年数が何年であるかによるのである。この状況を確認するために、データベース日経 NEEDS Financial QUEST を用いて追加分析を行った。¹⁰⁾

第3-1表は、法人企業統計のサンプルとは異なるが、日本基準で情報開示を行っている、3月決算の上場企業全社の借手としてのリース取引の連結財務諸表における開示状況を調べたものである。「トータル」とは、当データベースで取得された企業の総数、「FL利用企業数」は、注記か本体のいずれかにファイナンス・リースの情報を開示している企業の数、「新基準適用企業数」はFL利用企業のうち本体にファイナンス・リースを認識している企業数、「本体のみ」はFL利用企業のうち本体に“のみ”ファイナンス・リースを認識している企業の数を表している。また、当サンプルを1つの大きな企業と見て、会計上認識されている(注記ないし本体に認識されている)ファイナンス・リースのリース料残高総額に対する貸借対照表本体に認識されたリース債務の割合を求

第3-1表 新基準適用状況

年度	2006	2007	2008	2009	2010
トータル	1,586	1,602	1,619	1,624	1,631
FL利用企業数	1,475	1,500	1,500	1,501	1,475
新基準適用企業数	0	72	1,168	1,257	1,296
本体のみ	0	15	255	287	339
本体比率	N/A	0.223	0.562	0.670	0.746

本体比率=本体に認識されているリース債務合計/(本体のリース債務合計+注記のリース料残高)。

めたのが「本体比率」である。¹¹⁾

制度上は2008年度より新基準が適用されることから、この分析で用いたサンプルでは早期適用企業は72社であることがわかる。「本体のみ」にファイナンス・リースを認識している企業は、既契約分が存在しないか、あるいは既契約分も本体に認識していると考えられる。ここでは、新基準適用初年度において既契約分が存在しない企業は少ないと仮定すると、2008年度に過年度分を含めてすべて新基準を適用している企業は255社にすぎず、1,168社から255社をのぞいた913社は新規契約については新基準を適用するが、既契約分については従来通り賃貸借処理をとり、注記に売買処理した場合の情報を開示していると考えられる。このように、多くの企業が新規契約についてのみ新基準を適用しているということは、すべてのファイナンス・リースが貸借対照表に認識されるようになるには、借手企業の2008年度時点における既契約分がすべて終了するまで時間がかかると言えよう。

そこで「本体比率」を見ると初年度には約56%¹²⁾しか本体に認識されていなかったリース取引が、2010年度には約75%にまで増加しており、注記に既契約分が開示され続ける状況はそれほど長くないことが予想される。

つづいて、既契約分の影響があと何年続くかを見るために、開示/認識されているリース契約の残存契約年数を求めたのが第3-2表である。

この分析のサンプルも第3-1表と同様である。第3-2(a)表マクロレベルでの残存契約年

第3-2表 リース契約の残存契約年数

(a) マクロレベルでの残存契約年数

年度	2006	2007	2008	2009	2010
残存契約年数	2.858	3.256	3.816	3.842	3.671

(b) 個別企業の平均残存契約年数 (FL利用企業)

年度	2006	2007	2008	2009	2010
残存契約年数	2.930	2.999	3.029	3.022	3.107

(c) 注記の開示されているリース取引の平均残存契約年数

年度	2006	2007	2008	2009	2010
残存契約年数	2.930	2.933	2.191	1.798	1.469

(d) 2010年度注記リース取引の残存契約年数の平均とばらつき

平均値	標準偏差	最小値	第1四分位	第2四分位	第3四分位	最大値
1.469	1.830	0.005	0.667	1.003	1.575	33.000

数とは、当サンプルを1つの大きな企業体と見て、サンプル全体の注記・本体に開示されているファイナンス・リース残高を当期の支払リース料合計（本体認識分については流動負債に計上されているリース債務で代用）で除したものである。

第3-2(b)表個別企業の平均残存契約年数は、ファイナンス・リース利用企業を対象に、注記に開示されているリース取引については未払いリース料残高を当期のリース料で除したもので、本体に認識されているものについては、リース債務合計を流動負債に計上されているリース債務で除したもので残存契約年数を求め、注記、本体のリース取引額に応じて加重平均したものの、平均値である。この表から、ファイナンス・リース契約は“平均的には”3年で一巡することがわかる。

この推定に基づく、企業が、新基準適用初年度の直前にファイナンス・リース契約を結び、かつ貸借借処理を選択した場合、2010年には契約が完了して、その後締結される新規契約分に対して、新基準が適用されることにな

る。そこで、注記に開示されているリース取引の平均残存契約年数を示したのが第3-2(c)表である。2010年度には平均的に1.5年を切っており、また、第3-2(d)表が示すように75%の企業において約1.5年以下となっている。すなわち、2011年度、2012年度には注記にのみ開示されていた既契約分の大部分が満了すると考えてよいだろう。以上から、貸借対照表への影響¹³⁾は、新基準適用初年度からおよそ3年かけて徐々に現れると考えられる。

(2) 貸手への影響

貸手側も旧基準では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類に従い、前者に対しては売買処理、後者に対しては貸借借処理を適用し、ファイナンス・リースのうち所有権が借手に移転しないものについては、借手と同様に貸借借処理が認められていた。

貸手における所有権移転外ファイナンス・リースの貸借借処理とは、借手に引き渡した資産を「貸与資産」として固定資産に計上し、リース期間にわたって減価償却することを使う。その年度の受取りリース料が収益となり、減価償却費と保険料をリース原価としてこの収益に対応させる形で控除することで、利益が測定されていた。

売買処理した場合は、リース物件の購入価額が「リース債権」として資産計上され、リース料総額との差額はリース資産の「売却益」とされながらも、利息法によって各期に配分されていた。

旧基準では、借手がファイナンス・リースを売買処理しないことが問題とされたが、貸手はどうであったであろうか。そこで、時期は少しずれるが2009年のリース業界の売上高ランキング¹⁴⁾の上位8社のうち、日本基準を適用している企業7社¹⁵⁾（マーケット全体のおよそ70%）の、2007年度時点における所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理について調べたところ、有価証券報告書には、これらのすべての企業において貸借借処理している旨の記

載があった。

一方、新基準のもとでは、所有権移転外ファイナンス・リースについても売買処理が原則とされ、賃貸借処理を認める例外規定は撤廃された。リース資産の現金購入価額にて「リース投資資産」が計上され、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には、流動資産に表示される。すなわち、リース会社のリース投資資産は必ず流動資産に計上されると見てよいだろう。利益計算上は、現金購入価額と受取リース料総額の差額が、利息法により(重要性の乏しいものについては利息を区分しなくてもよいとされている)配分される。

既契約分については、リース取引の重要性が高い場合、賃貸借処理と売買処理が混在するのは適切でないとされ、リース取引を主たる事業としている企業については、既契約分の賃貸借処理を認めないこととなった(適用指針131)。既契約分の売買処理の適用の仕方は、借手と同様2パターンあり、以下の通りである。

- (A) リース取引開始時にさかのぼって売買処理し、当該年度までの累積的影響額を特別損益とする。
- (B) 新基準適用初年度の前年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上し、利息相当額の総額を各期に定額で配分する方法も認める。

以上から、貸手は新規契約分、既契約分ともに新基準を適用するため、リース資産への投資が新基準適用初年度に固定資産から流動資産にすべて振り替えられ、新基準適用のインパクトは借手と比べて大きいと予想される。そこで、貸手の新基準適用状況を確認してみよう。

第3-3表は、新基準適用時期に関する附帯調査の結果である。新基準は、2008年4月1日から始まる連結決算年度より適用されるが、四半期ベースでは2009年4月1日以降開始する四半期財務諸表で適用される。この表からわかるように、新基準において既契約分も売買処

第3-3表 新基準適用時期

	製造業	非製造業 (除リース)	リース (借手)	金融 保険業	貸手
08年04-06月期	1,514社	1,892社	55社	396社	76社
08年07-09月期	42	58	1	20	0
08年10-12月期	52	98	1	6	6
09年01-03月期	134	151	1	7	0
09年04-06月期	229	442	9	68	16
09年07-09月期	8	23	0	1	1
09年10-12月期	20	20	0	2	1
10年01-03月期	13	18	0	1	0
10年04-06月期	22	50	0	7	0

出典：法人企業統計附帯調査(公表資料)。

第3-4表 2008年4-6月期 貸手既契約額

(単位：億円)

	前年度における1年超の 未経過リース料残高
東京センチュリーリース	3,313
三菱UFJ	11,889
興銀リース	4,746
NECキャピタルソリューション	3,769
リコーリース	13
合計	23,731

理が求められている貸手については、76社が2008年度の第1四半期から新基準を早期適用していることがわかる。そこでこの影響額がどの程度であるかを調べるために、上で取り上げた日本基準を適用している企業7社(マーケット全体のおよそ70%)の新基準適用状況について四半期報告書をもとに調べたところ、5社(マーケット全体のおよそ55%)が08年4-6月期から既契約分についても新基準を適用していた。これらの企業の前年度末の連結財務諸表の注記に記載されている1年を超える未経過ファイナンス・リース料残高を、08年4-6月期に認識される既契約分の額とみなして、まとめたのが第3-4表である。

この貸手5社の既契約額合計だけでも、法人企業統計(全産業¹⁶⁾ベース)2008年度4-6月期の流動資産の0.38%、固定資産の0.32%にあたる。この期の法人企業統計のデータを用いるさいには、この影響も考慮しなければならないだろう。¹⁷⁾

(3) 基準変更の法人企業統計における設備投資額への影響

つづいて、設備投資額の算定方法と附帯調査による補正方法について確認する。法人企業統計の年次別調査では、

$$\begin{aligned} \text{設備投資} = & \\ & \text{調査対象年度中の有形固定資産} \\ & \text{(土地を除く) 増減額} \\ & + \text{ソフトウェア増減額} \\ & + \text{減価償却費} \\ & + \text{特別減価償却費}^{(18)} \quad (1) \\ & \text{(有形固定資産とソフトウェアをあわせて} \\ & \text{以下では固定資産とのみ記す)} \end{aligned}$$

という算定式により求められる。また、四半期別調査では、

$$\text{設備投資} = \text{固定資産の新設増加額} \quad (2)$$

により定めている。年次別では投資の清算を含むネットの投資額¹⁹⁾ 四半期別では増加分のみとなっている。附帯調査は四半期ごとに行われているため、附帯調査によって調整される投資額は(2)式となる。

先の2つの項で述べたように、リース取引による投資は、旧基準では貸手側が固定資産に計上した「貸与資産」によって把握されていたのに対し、新基準では、借手側が固定資産に計上した「リース資産」によって把握される。法人企業統計の調査範囲がすべての借手と貸手を網羅しており、かつ、すべての借手がすべてのファイナンス・リースを売買処理しているのであれば、旧基準のもと貸手側で把握されたであろう固定資産の増分(=新基準によって新たに流動資産に計上されたリース契約)と、新基準によって借手側で認識する固定資産の増分は同額のはずである。しかし、ここに不突合が生じるために、(2)式に基づく設備投資の推定方法では、従来と同様の推定をしているとは言えなくなる。そこで、法人企業統計における設備投資額の推計値を時系列で比較できるように、新規リース契約額のうち借手が固定資産に計上し

た額と、貸手が流動資産に計上した新規契約額について、資本金1億円以上の企業を対象に附帯調査を行い、それに基づいて会計基準の改正がなかった場合の投資額を求めるための以下の調整が行われた。

$$\begin{aligned} \text{補正後設備投資額} = & \text{補正前設備投資額} \\ & - (A) \text{リース新規契約額のうち借手が} \\ & \text{固定資産に計上した額} \\ & + (B) \text{貸手が流動資産に計上した新規} \\ & \text{契約額} \quad (3) \end{aligned}$$

本節の第1項で確認したように、借手には依然として一部賃貸借処理が認められている一方で、貸手にはそれが認められていないことから、同じ新規リース取引であっても貸手は流動資産に計上するが、借手は固定資産に計上していない可能性がある。すなわち、ルールの仕組み上(A)<(B)となり、新基準ベースによる補正前設備投資額のほうが旧基準ベースの補正後設備投資額より過小に推定されると予想される。

法人企業統計と附帯調査の「範囲」についても注意を喚起したい。まず、法人企業統計は営利法人等を対象としているため、非営利法人や官公庁は含まれない。旧基準ベースによる補正後の設備投資額は、日本国内におけるファイナンス・リース投資を貸手側からとらえるため、非営利法人や官公庁等を貸手とするリース取引もカウントされていることになる。一方、新基準ベースによる補正前の設備投資額は法人企業統計が対象とする営利法人等によるリース取引しか把握しない。したがって、(3)式において(A)<(B)であるために、やはり新基準によって把握される設備投資額は、旧基準のもとでの設備投資額より過小に推定されることが予想される。

また、附帯調査は、先に述べたように、資本金1億円以上の企業を対象としている。貸手であるリース会社の多くは附帯調査の対象に含まれるが、借手はごく一部しか含まれていない可能性がある。この点においても(A)<(B)と

なり、新基準によって把握される設備投資額は、旧基準のもとでの設備投資額より過小に推定されると言えるだろう。

(4) 小 括

本節ではリース会計基準変更の影響を、個々の企業の財務諸表がどのように受け、その結果法人企業統計における設備投資額にどのような影響を及ぼしうのかを解説した。日本国内におけるリース取引を用いた設備投資額は、旧基準では貸手が認識した固定資産の増加で把握されていたのに対し、新基準では借手側の貸借対照表で認識された固定資産の増加で把握されるのだが、借手は既契約分に対して新基準を適用しなくてもよいためだけでなく、依然として賃貸借処理が認められているファイナンス・リース取引もある一方で、貸手は既契約分を含むすべてのファイナンス・リースを売買処理しなければならなかった。その結果、新基準のもとでの設備投資額は、旧基準のもとでの設備投資額と不連続になってしまうことが示された。

また借手と貸手の新基準適用状況に関する追加分析も行った。多くの借手企業が新規契約分から売買処理することから、資産総額、負債総額にファイナンス・リース取引の大半が反映されるようになるには、新基準適用年度からおおよそ3年かかることが予想された。²⁰⁾ 一方、貸手は多くの企業が2008年の第1四半期から新基準を適用しており、その影響額は法人企業統計の四半期調査における流動資産、固定資産に対してけっして小さくないことが確認された。

さらに、法人企業統計および附帯調査といった本調査の「対象」が限定されていることによっても、新基準と旧基準とでは把握される設備投資額が異なり、前者のほうが少ないことが予想された。

以上の点に留意しながら、つづく4節では、基準変更によって法人企業統計、およびそこから集計される設備投資額にどのような影響が及び、また、附帯調査による補正の影響がどの程度であるのかについて分析する。

4 附帯調査による補正額の影響度

I 会計基準変更の影響に関する予備調査

「法人企業統計調査附帯調査（リース取引に関する会計基準」の適用）」については、資本金1億円以上である、2008年4月-6月期～2010年4月-6月期に新基準を適用した法人に対して、借手に対しては新規契約分のうち固定資産に計上したリース資産の額、貸手に対しては、流動資産に計上した新規契約額を調査したものである。

本項ではこの調査に基づく投資額の補正について分析を行う前に、新基準の適用と前後して、法人企業統計の数値にどのような変化があったのかを概観し、本調査において注意すべき点を喚起する。新基準の影響は、利益計算の観点からするとマクロレベルでの「額の」影響は小さい²¹⁾が、一方で、それまでまったく認識されていなかった借手のリース資産とリース債務が認識されることから、ストックへの影響は大きいはずである。そこで、資産合計、負債合計への影響を概観する。

(1) 資産への影響

貸手が固定資産に認識していたリース資産は流動資産へ振り替えられ、借手側では新たにリース資産が固定資産に計上される。すなわち、「他の条件が一定であれば、総資産は単純に増加する」ことが予想される。

特に適用初年度においては、貸手は既契約分についても固定資産から流動資産に振り替えるため、「他の条件が一定であれば、新基準適用初年度には流動資産が増加する」ことが予想される。

また、法人企業統計および附帯調査では製造業と非製造業とに分けた調査も行われており、この調査においては貸手はすべて「非製造業」に分類されている。すなわち、借手の影響のみを考慮すればよい製造業においては、「他の条件が一定であれば固定資産の増加が観察される」と考えられ、貸手を含む非製造業において

は、「他の条件が一定であれば流動資産が増加する」ことが予想される。

第4-1-1図から第4-1-3図は2007年度から2010年度にかけての、法人企業統計における総資産、流動資産、固定資産の合計額の推移と伸び率をグラフに表したものである。第4-1-1図は全産業、第4-1-2図は製造業、第4-1-3図は非製造業を対象としている。全産業で見ると、新基準適用年度である2008年度は、総資産は増加しているが、流動資産は予想に反して減少している。また、製造業に焦点を当てると、2008年度にすべての項目が大きく減少している。一方、非製造業を見ると、流動資産、固定資産、総資産ともに、2008年度も増加していることがわかる。

そもそもこうした統計数値を用いた分析においては、当然会計基準の変更の影響だけでなく、その時点で生じた経済環境の変化等の影響を受けるため、結果の解釈は慎重でなければならないが、特に2008年度は注意が必要である。というのも、2008年9月に金融危機、い

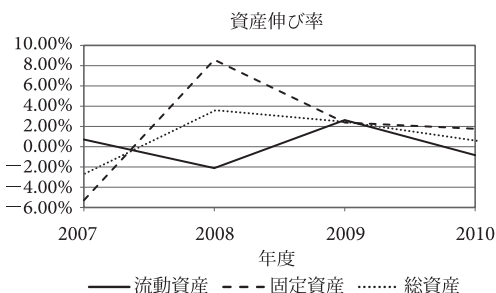
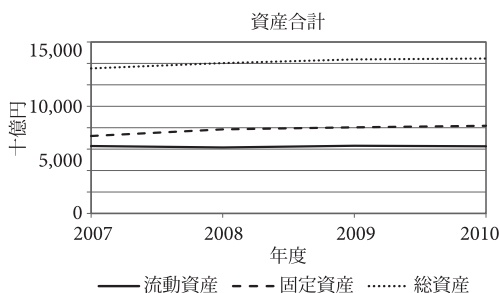
わゆるリーマン・ショックが起きたからである。リーマン・ショックは金融危機と言われるが日本経済にあたる影響は金融面よりむしろ輸出の減少による実体面が大きかったと言われている(黒坂[2010])。つまり、2008年度内に実体経済に負のインパクトが生じ、輸出産業が多い製造業においては、在庫や設備投資を減少させなければならない状況であったと考えられる。この点が、製造業と非製造業の資産額の推移の非対称性に影響していると言えるだろう。

(2) 負債合計への影響

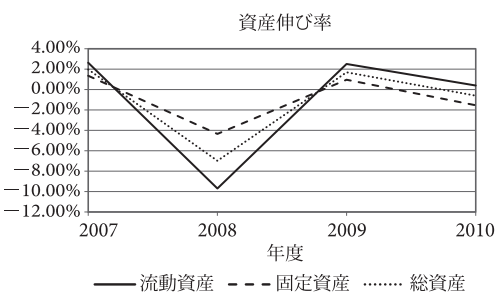
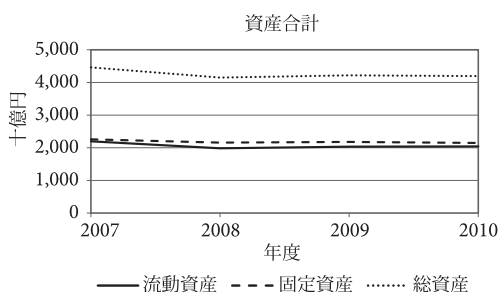
資産合計への影響では、借手と貸手双方の影響を考慮しなければならなかったが、負債については、借手への影響のみを考慮すればよい。また、資産側は金融危機などの影響による投資の縮小を想定しなければならないが、資産の売却に比べると負債の清算は容易ではないため、会計基準変更による影響は負債側のほうが観察しやすいと言えるだろう。

新基準適用初年度は、新規契約分のみなら

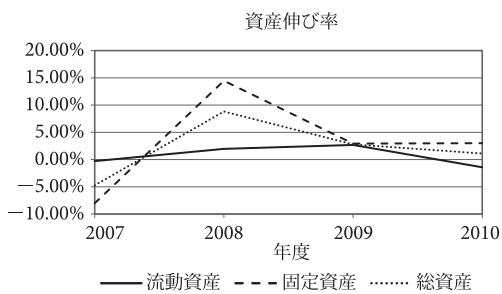
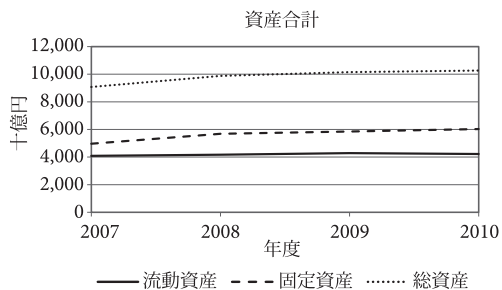
第4-1-1図 資産合計の推移と伸び率—全産業—



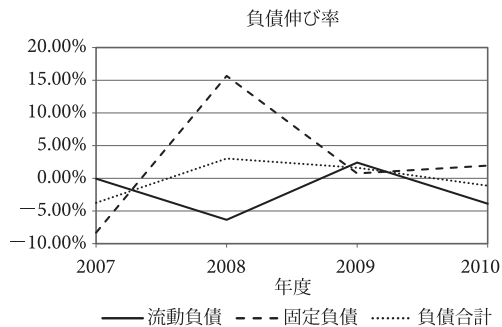
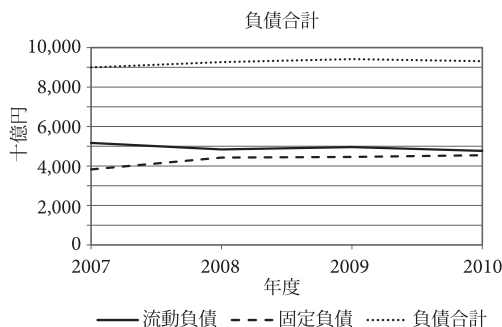
第4-1-2図 資産合計の推移と伸び率—製造業—



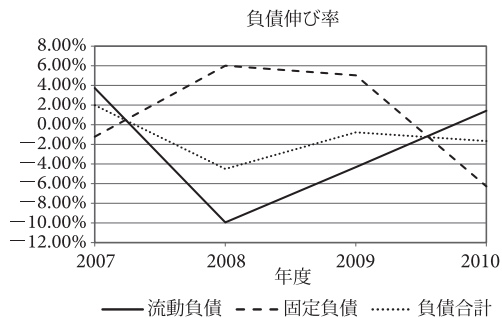
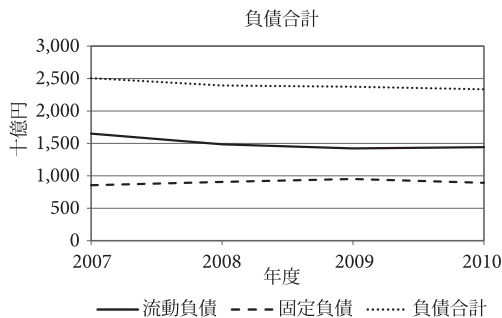
第4-1-3図 資産合計の推移と伸び率—非製造業—



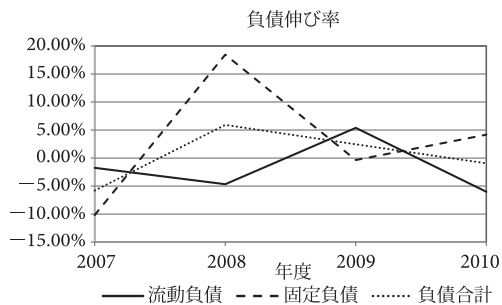
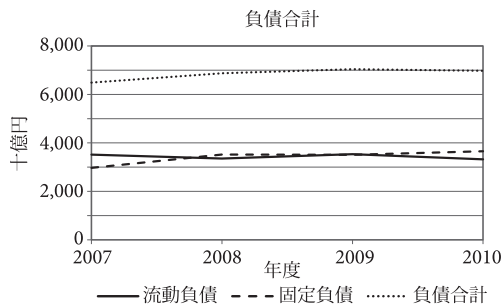
第4-1-4図 負債合計の推移と伸び率—全産業—



第4-1-5図 負債合計の推移と伸び率—製造業—



第4-1-6図 負債合計の推移と伸び率—非製造業—



ず、一部の企業が既契約分を売買処理するため、「他の条件が一定であれば、新基準適用初年度の負債合計は他の年度より増加する」と予想される。また、既契約分に対して新基準を適用しなかった企業については、2008年度時点ですでにあるファイナンス・リース契約が満了してから新規契約分について段階的にオンバランスするため、「他の条件が一定であれば段階的に3年ほどかけて負債が増加する」という形で現れるはずである。

第4-1-4図から第4-1-6図は、2007年度から2010年度にかけての、法人企業統計における負債合計額の推移と負債の伸び率をグラフに表したものである。第4-1-4図は全産業、第4-1-5図は製造業、第4-1-6図は非製造業を対象としている。製造業、非製造業ともに、予想通り2008年度に固定負債が急激に増加している。

また、製造業においては、2008年度、2009年度と、適用から2年連続して、非製造業においては、3年連続で負債の額が伸びていることから、やはり新基準の影響が複数年にわたって現れていると言えるかもしれない。²²⁾

II 会計基準変更の設備投資額推定への影響

本項では、リース取引の会計基準が変更されたことによって設備投資額の推定にどのような影響が及ぶのかを、附帯調査から得られる補正データを用いて、分析する。

(1) 補正の設備投資額への影響

まず、附帯調査から得られたデータによって新規設備投資額の推定がどのように補正されたのかを概観する。

法人企業統計附帯調査の報道発表資料では、補正前、補正後の四半期ごとの前年度四半期からの伸び率を公表しているが、これをグラフに表したものが第4-2-1図から第4-2-3図である。

全産業ベースでは、すべての対象年度において、新規設備投資の伸び率は補正によって上方

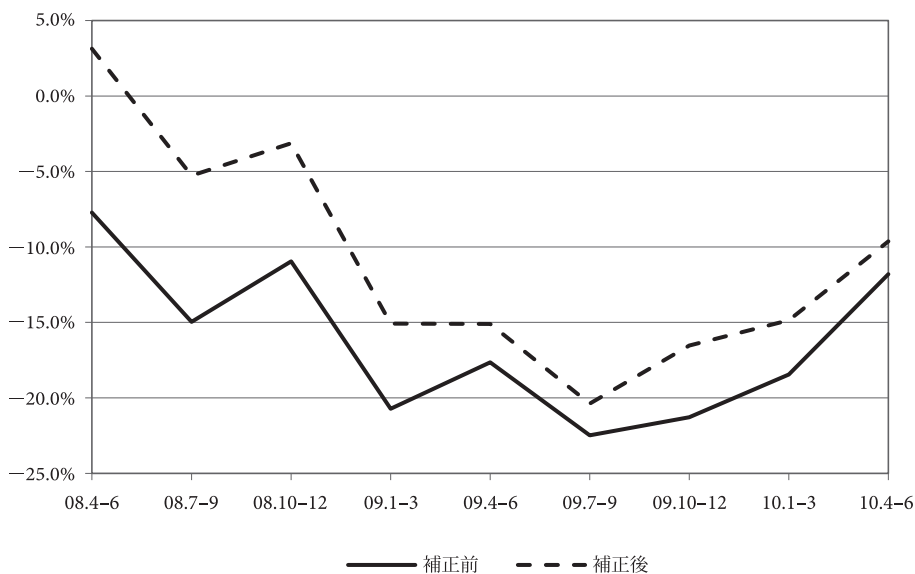
修正されている(第4-2-1図参照)。旧基準であれば固定資産に計上されたはずの、新基準では流動資産に計上される貸手のリース取引高のほうが、新基準適用によって固定資産に計上される借手のリース取引高よりも大きいからであるが、その要因は、前節で確認したように、貸手の大部分が法人企業統計および附帯調査の対象であるのに対し、借手には漏れが生じていること、また、個々の借手もすべてのファイナンス・リースを売買処理しているとは限らないことなどがあげられる。

製造、非製造に分けると、貸手を含まない製造業は、補正によって認識されたリース資産が控除されるだけなので、下方修正される(第4-2-2図参照)。一方、貸手を含む非製造業は、借手側の下方修正と貸手側の上方修正の影響を受けるが、第4-2-3図が示すように、上方修正の影響のほうが大きいと考えられる。そこで、貸手を除く(借手としての)非製造業への影響を見るために、非製造業における補正前の設備投資額に、非製造業が固定資産に計上した新規リース取引高を控除した額(あるいは補正後の設備投資額から貸手が流動資産に計上した新規リース取引高を控除した額)を、貸手を除く非製造業の補正後設備投資額とみなして伸び率を計算し直したものが第4-2-4図である。新基準適用前である2007年度の貸手を除く非製造業の設備投資額に関するデータはないため、2009年度以降の伸び率となっている点と、再計算した補正後設備投資額には、貸手のリース取引以外への投資はカウントされている点に注意されたい。

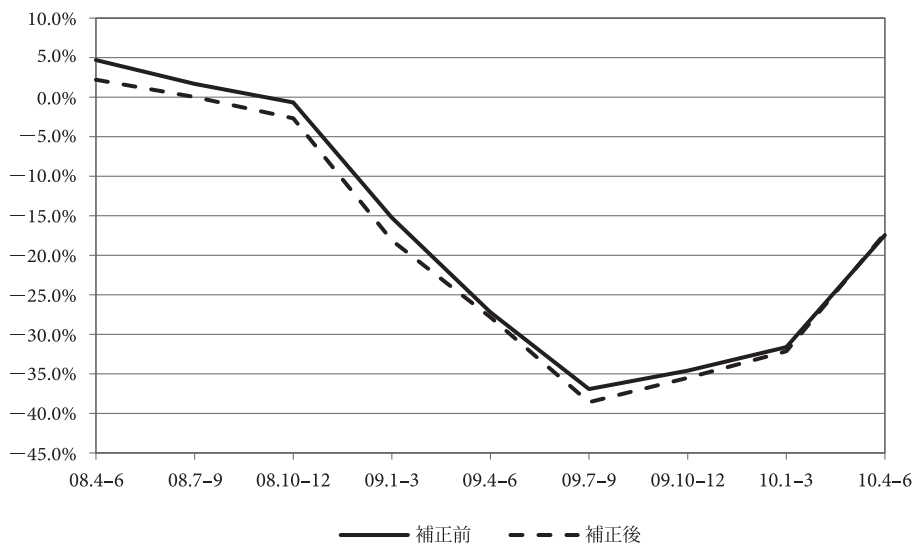
2009年度の第3四半期から補正前後に差がないように見えた製造業に対し、貸手を除く非製造業におけるその差はかなり大きいと言ってよいだろう。これは、製造業と非製造業とで、設備投資におけるリース取引への依存度が異なっているからかもしれない。

これらの補正データから、旧基準では、全産業ベースではリース取引による設備投資をより包括的にとらえていたが、それらは貸手による

第4-2-1図 設備投資額伸び率補正—全産業—



第4-2-2図 設備投資額伸び率補正—製造業—



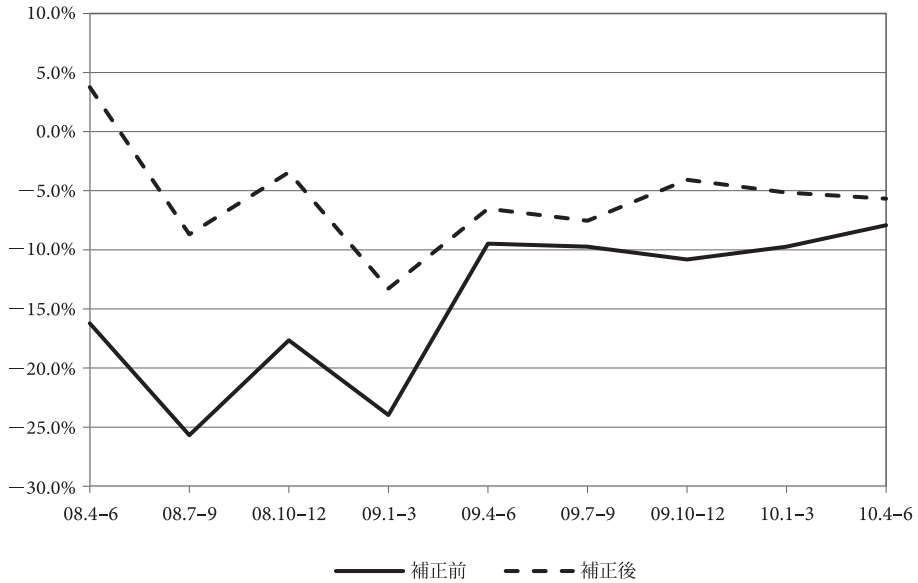
投資として測定されていたため、業種別の設備投資額が適切な意味をもっていなかったが、一方新基準では、借手側が認識することでリース取引による設備投資額を業種別に把握することはできるが、すべてのファイナンス・リース取引が認識されているわけではないので、これまで把握されてきた投資額に比べて過小推定とな

ることがあきらかになった。

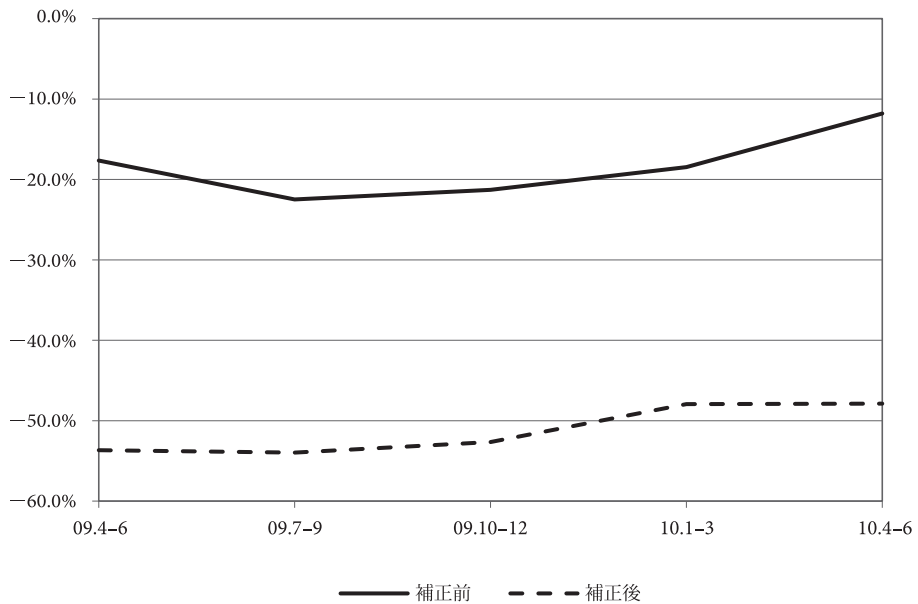
(2) 借手と貸手の不突合

つづいて、附帯調査が必要となる原因となっている、借手と貸手の不突合の程度について分析する。各四半期において、借手が固定資産に計上した新規リース契約額と貸手が流動資産に

第4-2-3図 設備投資額伸び率補正—非製造業—



第4-2-4図 設備投資額伸び率補正—非製造業 借手のみ—



計上した新規契約額を表にしたものが、第4-2-1表である。

借手が固定資産に新規計上した額、貸手が流動資産に新規計上した額は、言いかえると新基準適用後の特定の四半期に、借手、貸手のそれぞれが財務諸表に認識したファイナンス・リー

ス取引の額である。前節で確認したように、貸手側から見たリース取引は附帯調査によってかなりの部分が把握されているはずなので、第4-2-1表の貸手による流動資産計上額は、日本国内におけるファイナンス・リース取引の大部分を表していると考えられる。他方、借手側

は、先に想定した通り、貸手側から見たリース取引高に比べてかなり少なくなっており、旧基準であれば貸手側の固定資産に計上されていたファイナンス・リースの一部しか借手側では認識されていないことになる。

貸手側で把握しているファイナンス・リース取引のうちどの程度が借手によって認識されているのかを確認するために、貸手の新規契約額に対する借手の新規契約額の割合を、新基準によるリース取引の捕捉率として測定し、グラフに表したのが第4-2-5図である。

このグラフから、貸手が認識しているファイナンス・リースに対して、17~37%しか借手

側で捕捉されていないことがわかる。この捕捉率の低さは、①附帯調査では、貸手の大部分はカバーされていると推測されるのに対し、借手については一部しか把握されていないこと、②貸手では売買処理しているのに、借手企業における当該リース取引の重要性が低いために貸借借処理がとられている、などの理由が考えられる。

附帯調査がカバーする範囲に起因する問題①は、調査方法を変えることによって対処できる問題であるが、一部のファイナンス・リースに依然として貸借借処理が認められているために生じる問題②は、会計基準上の問題であり、法人企業統計において支障があるという理由だけで変えることはできない。そこで、新基準適用後に設備投資額から漏れるリース取引のうち、②に起因するリース取引がどの程度であるかを検討したい。

リース事業協会が公表しているリース統計「リース年次統計 [企業規模別]〈リース取扱高〉」をもとに、リース取引の借手の構成をグラフに表したのが第4-2-6図である。この表における大企業とは資本金1億円を「超える」企業であり、附帯調査の対象(資本金1億円「以上」)とほぼ一致することから、借手側に対

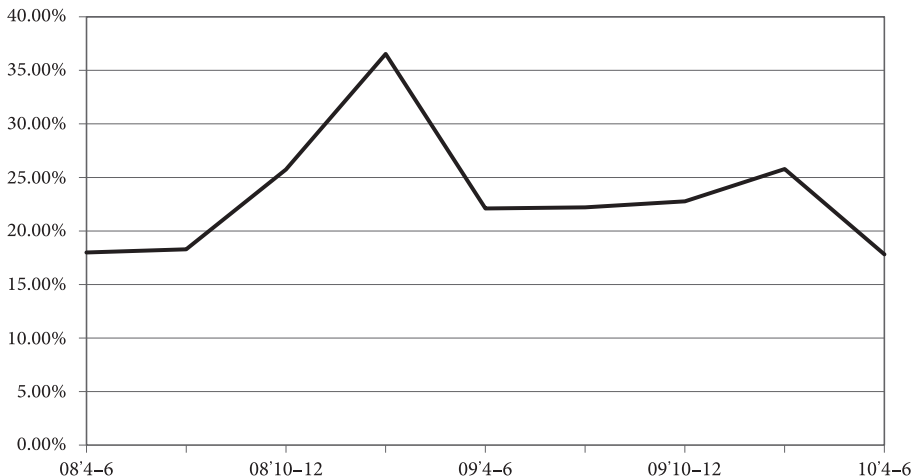
第4-2-1表 借手の固定資産計上額と貸手の流動資産計上額(新規契約分)

(単位: 億円)

	借手	貸手
2008年4-6月期	2,095	11,638
2008年7-9月期	2,308	12,623
2008年10-12月期	2,536	9,851
2009年1-3月期	4,147	11,353
2009年4-6月期	2,882	13,044
2009年7-9月期	2,886	12,992
2009年10-12月期	2,967	13,032
2010年1-3月期	3,399	13,181
2010年4-6月期	2,306	12,941

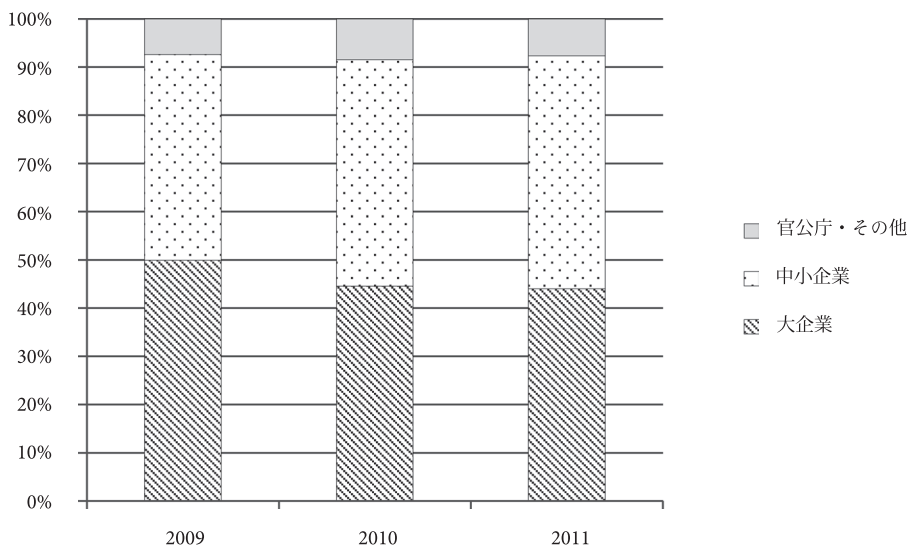
出典: 法人企業統計附帯調査(公表資料)。

第4-2-5図 捕捉率



捕捉率 = 借手の固定資産新規計上額 / 貸手の流動資産新規計上額。

第4-2-6図 リース取引高 借手構成



(社)リース事業協会「リース統計」をもとに作成。

する附帯調査で把握できていない分、というのは中小企業、官公庁その他に対する分である。この統計では、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別はされておらず、ファイナンス・リースの借手の構成はわからないため、さしあたり第4-2-6図と同様であると仮定し、貸手が認識しているファイナンス・リース取引高のうち附帯調査が対象とする大企業に対する取引高の割合を5割とすると、捕捉率は本来50%となるはずである。第4-2-5図における捕捉率が17~37%ということは、附帯調査対象企業が行っているであろうファイナンス・リース取引のうち26~66%²³⁾は賃貸借処理が適用されていることが推測される。

(3) 不突合の経済的インパクト

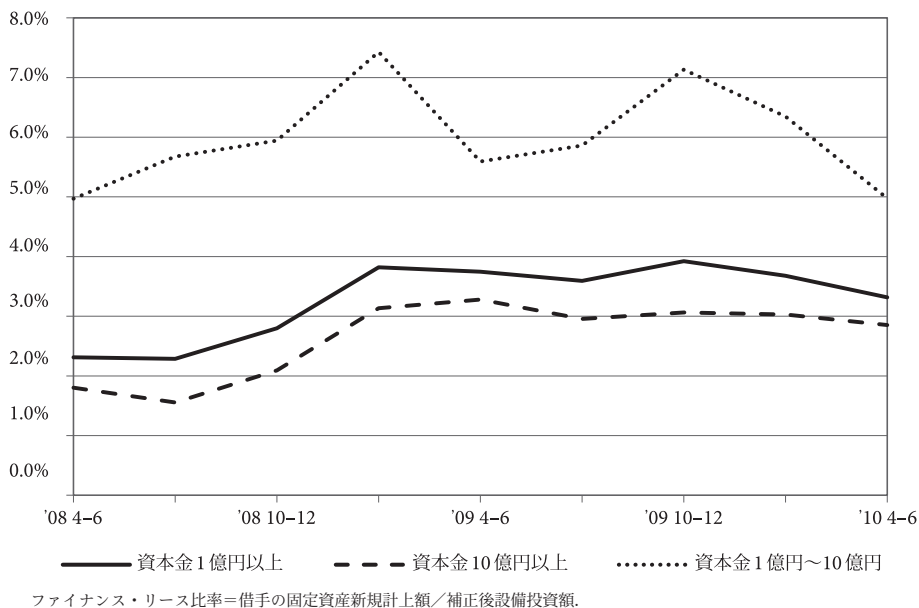
つぎに、ここまで見てきた附帯調査における借手と貸手の不突合の程度について分析する。まず、この附帯調査によって把握されるものが、経済的にどの程度重要であるかを確認するために、新規投資額に対する附帯調査で把握されるリース取引高の割合をグラフに表したのが第4-2-7図と第4-2-8図である。貸手側のほ

うがより包括的に日本国内のファイナンス・リース取引を認識していることから、補正後の設備投資額を本来の設備投資額とみなして、それに対する借手が認識したファイナンス・リースの割合、および貸手が認識したファイナンス・リースの割合を求めている。借手が認識しているファイナンス・リースは新規投資額の2~4%にすぎないが、附帯調査が対象とした貸手側が認識しているファイナンス・リースは、新規投資額の10~19%を占めている。

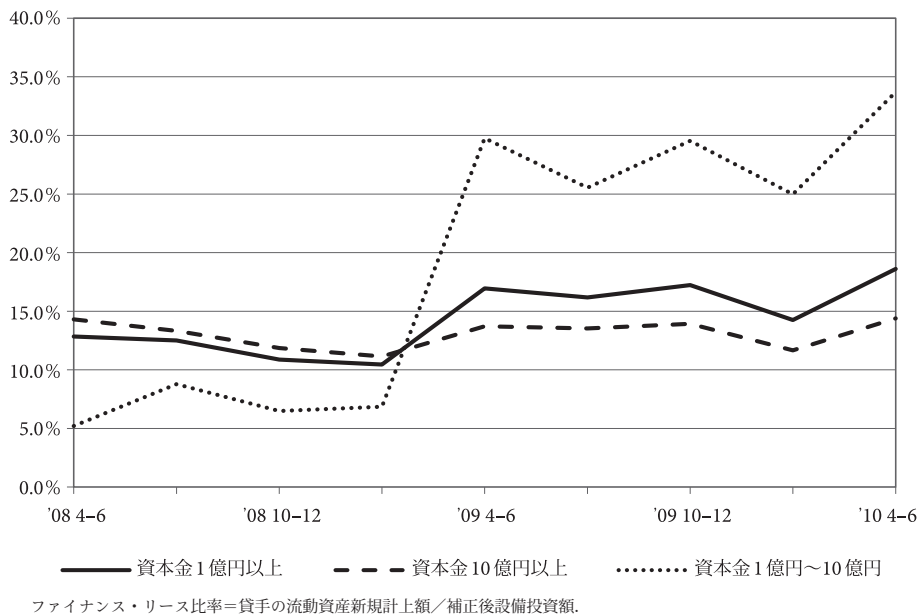
資本金規模別に見ると、借手側は10億円以上の企業より1億円から10億円の企業のほうがファイナンス・リースへの依存度が高いことがわかる。貸手側は資本金規模が1億円から10億円の企業のファイナンス・リース取引が2009年度以降急激に伸びていることがわかる。

会計上認識されたリース取引の設備投資に占める割合の傾向を探るために、製造業と非製造業とに分けて見てみよう。ただし、貸手側から見た製造業、非製造業それぞれに対するリース取引高の内訳は、本附帯調査からはわからないため、ここでは、リース取引以外の新規設備投資額に対する、借手側が認識したリース取引の

第4-2-7図 新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—借手—



第4-2-8図 新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—貸手—

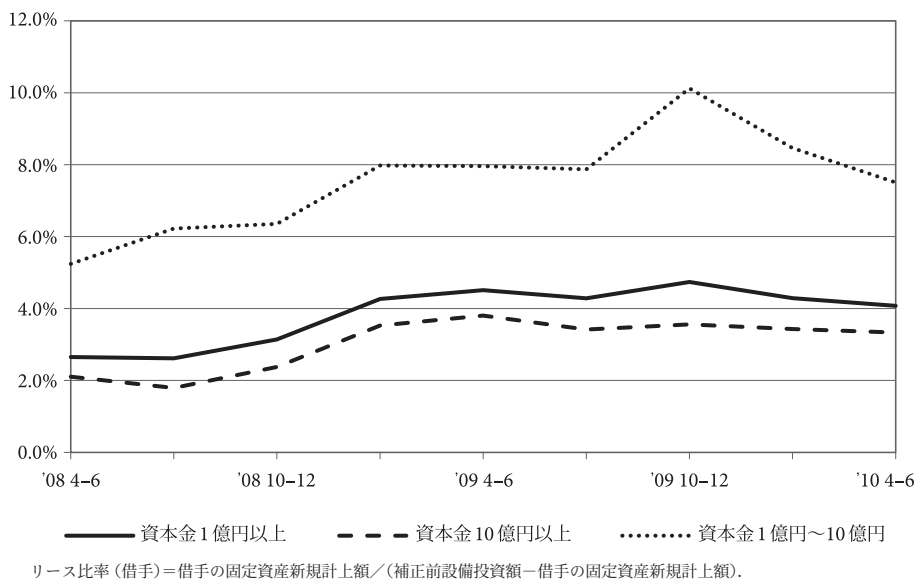


割合からその傾向を探りたい。

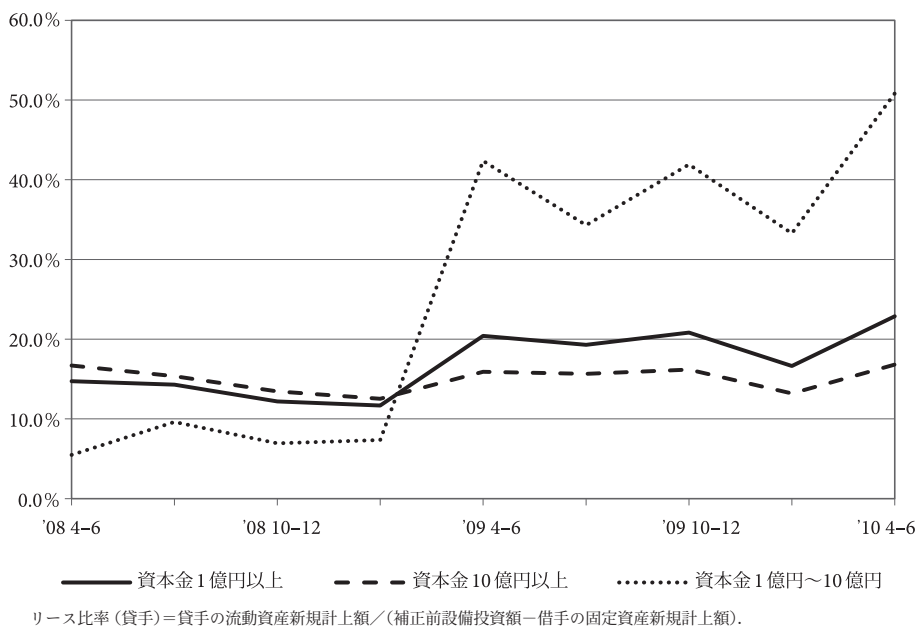
リース取引以外の設備投資額は、補正前設備投資額から借手が固定資産に計上した新規リース契約額を控除したもので測定した。第4-2-9

図、第4-2-10図はその他設備投資額に対する借手側、貸手側のリース取引の割合をグラフにしたものだが、傾向は先の補正後設備投資額を分母としたケースと変わらないことが確認される。

第4-2-9図 その他新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—借手—



第4-2-10図 その他新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—貸手—

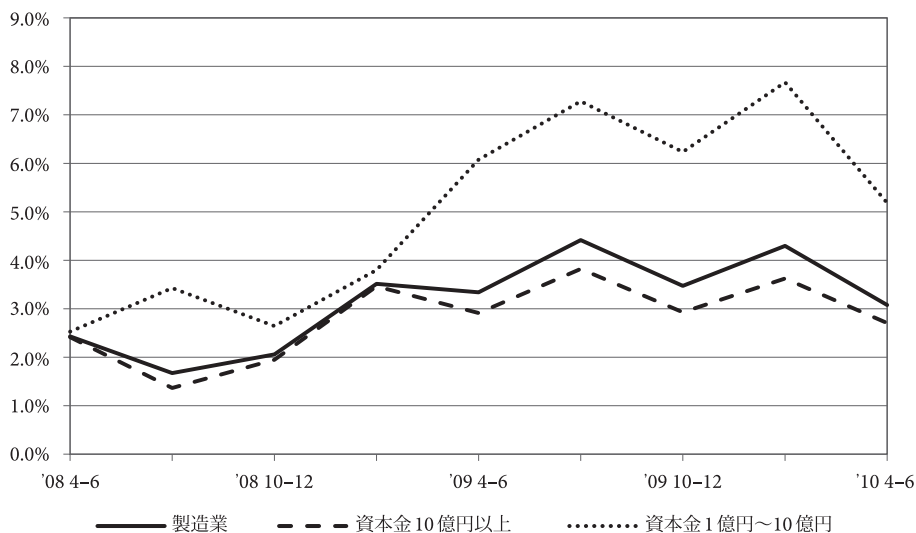


第4-2-11図は製造業のその他設備投資額に対するリースの割合、第4-2-12図は非製造業のその他設備投資額に対するリースの割合をとらえたものである。いずれも、資本金が1億円以上10億円以下である企業のリース比率が

高くなっており、非製造業においては、規模による差が著しい。また製造業では2009年度以降資本金1億円以上10億円以下の企業によるファイナンス・リース比率が上昇している。

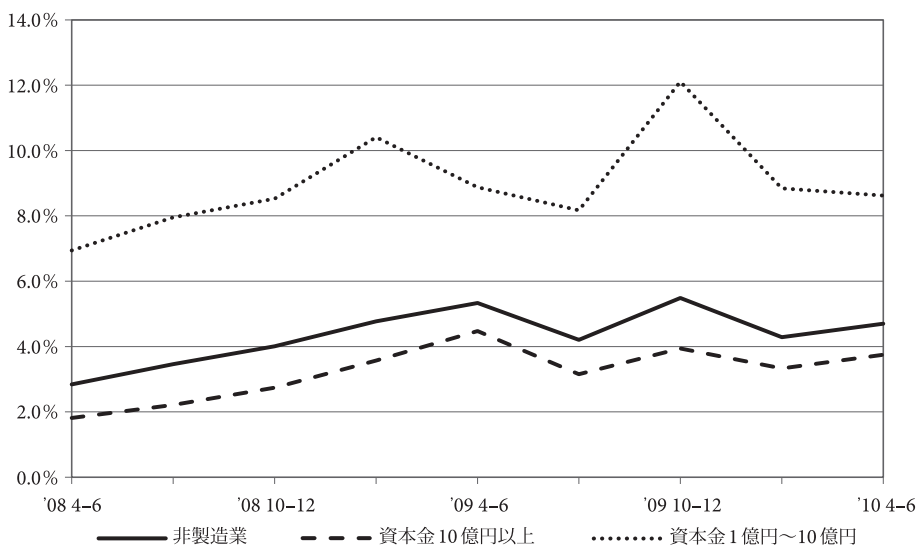
これらの分析からリース取引への依存度は業

第4-2-11図 その他新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—製造業—



リース比率(製造業) = 借手(製造業)の固定資産新規計上額 / (補正前設備投資額 - 借手の固定資産新規計上額)

第4-2-12図 その他新規設備投資額に対するファイナンス・リース比率—非製造業—



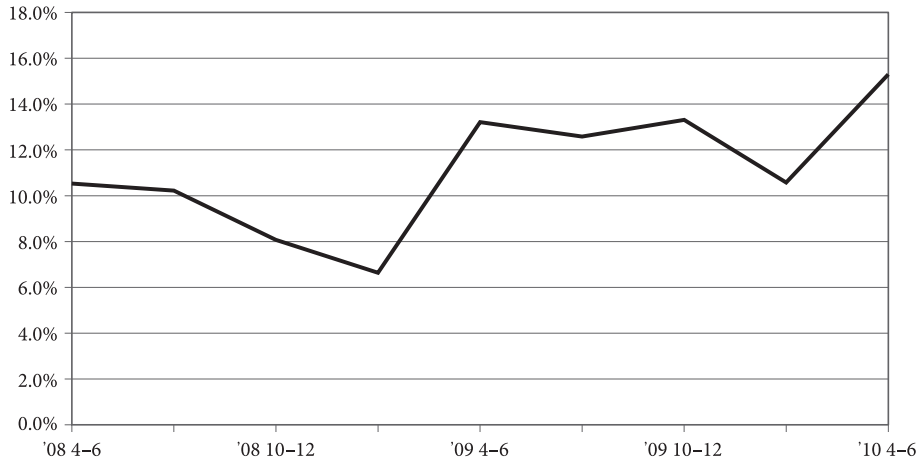
リース比率(非製造業) = 借手(非製造業)の固定資産新規計上額 / (補正前設備投資額 - 借手の固定資産新規計上額)

種によっても異なり、また年度によっても大きく異なることがわかるのだが、これはすなわちファイナンス・リースの利用度は経済環境に大きく左右されるということの証左とも言えるだろう。

最後に新基準適用によって、固定資産計上額

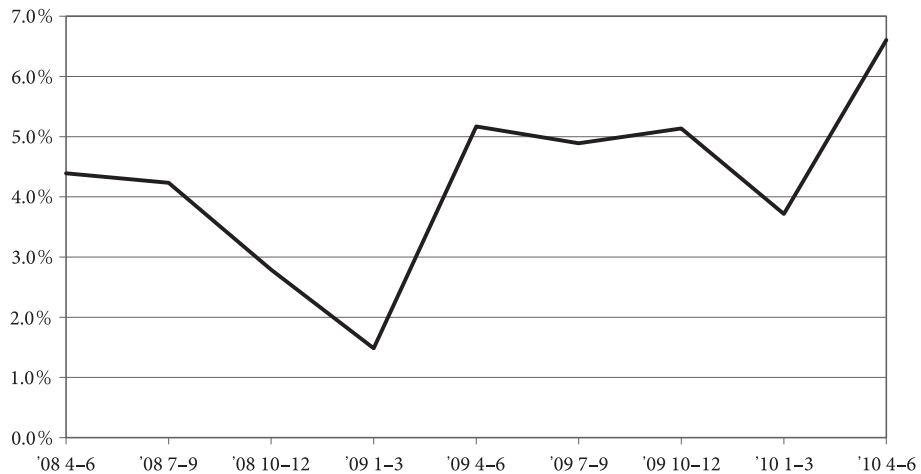
から漏れてしまうファイナンス・リース取引がどの程度であるのかを、グラフに表したものが第4-2-13図である。貸手が流動資産に計上した新規契約額から借手が固定資産に計上した新規契約額を引いたものを漏れた分として、これを、補正後設備投資額で割ることで、不突合が

第4-2-13図 不突合の程度



不突合の割合 = (貸手の流動資産新規計上額 - 借手の固定資産新規計上額) / 補正後設備投資額。

第4-2-14図 不突合の程度—大企業—



大企業対象リースの不突合の割合 = (貸手が認識した大企業対象のファイナンス・リース - 借手の固定資産新規計上額) / 大企業の設備投資額。

貸手が認識した大企業対象のファイナンス・リース = 貸手の流動資産新規計上額 × 0.5。

大企業の設備投資額 = 補正前設備投資額 - 借手の固定資産計上額 + 貸手が認識した大企業のファイナンス・リース。

新規投資額に占める割合を算出した。この算定方法だと、新規設備投資額に対して6%から15%ほど不突合が生じることになる。前項でも述べたように、この不突合には、附帯調査がカバーする範囲によるものと、会計基準の変更によるものがある。そこで、前項と同様に会計基準の変更による不突合を抽出するべく、貸手側で把握されるリース投資額の50%が本附

帯調査の対象である大企業を対象とするリース取引であると仮定して、不突合の程度を再度推定したものが第4-2-14図である。ここまでの仮定が正しければ、新基準の適用によって、総設備投資額の2~7%にあたるファイナンス・リースが法人企業統計の設備投資額から漏れることが予想される。

(4) 小 括

本節では、まず附帯調査により判明した新基準による借手、貸手の設備投資額への影響度合いから、旧基準では、リース取引による設備投資を貸手側からより包括的にとらえていたのが、新基準適用によって、借手側で把握されることになったために、設備投資額が過小推定されてしまうことがあきらかになった。

つづいて貸手が認識しているファイナンス・リースに対する借手側で認識したファイナンス・リースの割合を調べると17~37%であったが、附帯調査の対象が借手と貸手とで非対称であるために生じる漏れを調整すると、会計基準の変更によって生じるリース投資の認識の漏れは26~66%であると推定された。

最後に借手と貸手の不突合が設備投資額全体から見てどの程度であるかを分析した。附帯調査に基づく分析では6%から15%であったが、同様に調査対象の非対称性を調整すると、新基準の適用によって、総設備投資額の2~7%にあたるファイナンス・リースが法人企業統計の設備投資額から漏れていると推測された。

これらの傾向が安定的であれば、法人企業統計全体および将来にわたる不突合は予測可能であるが、法人企業統計の調査対象すべてに新基準が適用されているわけではないこと、また、ファイナンス・リースの利用傾向は企業規模によっても違うため、附帯調査の対象外の企業群に敷衍して推定することは難しい。また、附帯調査の対象である企業群についても、経済環境の変化によって個々の企業の利用傾向も大きく変わりうるため、この漏れについて調査なしに推定することは難しいと言えるだろう。

5 「附帯調査」のインプリケーション

(1) 法人企業統計データの連続性に与える影響

ここまでの分析において、リース会計基準の改訂は、主に2つの点で法人企業統計データの連続性に問題を生じさせていることが判明し

た。1つは、既契約分の処理である。リースの貸手側では既契約分も新基準で処理をする一方、借手の側では、既契約分は引き続き旧基準での処理を継続している。その結果、リースの貸手は、既契約分だけ固定資産を減額し(流動資産へ振り替え)ているにもかかわらず、借手は、それを補うように固定資産を増額していない。その分だけ、設備投資額は過小に推定される。この問題は、「附帯調査」によっては把握されていない。したがって、その影響額は未知である。

ただし、固定資産の純増減ではなく、固定資産増加額のうち、内部振り替えによらない新規購入額を直接捉えて設備投資額を推定しているならば、この問題は生じない。しかも、幸いなことに、この問題が大きな影響をもたらすのは、新しい会計基準が適用された直後だけであり、将来にわたってこの問題をひきずることはない。リース会計基準の改訂にともなう振替額が意味をもつのは、新基準適用後の1年間だけである。

もう1つは、リース会計基準の改訂にともなって、固定資産を増額させるという設備投資の計測対象が貸手から借手に移ったものの、両者のあいだに不突合が生じるために、法人企業統計データだけでは設備投資額が過小推定されるという問題である。リースの貸手は、おそらく専門のリース事業者であり、その多くは大規模企業であることから、貸手の側に生じる「従来基準と比べた過小推定」は、ほぼ漏れなく法人企業統計データに反映されている。ところが、借手の側では、それを補うだけの「従来基準と比べた過大推定」が生じるとは限らない。その結果、従来に比べて、投資額は間違いなく、過小推定される。

その不突合の額は、①1件300万円以下のファイナンス・リース取引を売買処理している割合がどれくらいあるのか、②中小・零細規模企業が新会計基準を適正に適用しているのか、③法人企業統計の調査対象外の主体(たとえば、非営利法人や政府・地方自治体、など)が

リース取引を利用している割合がどれくらいあるのか、さらには、④リース事業会社が海外向けにどれだけファイナンス・リース取引をしているのかなどに依存する。いずれも、法人企業統計データからは知り得ない情報であるとともに、その不突合の額や、基準化された率は年度によって不確実に変わりうるという点が、やっかいな問題を生じさせることになる。

この調査研究では、「附帯調査」によって知られている範囲内において、不突合の影響を調査した。しかし、「附帯調査」の調査期間において、かりに不突合に規則性があったとしても、それが将来も持続するという保証はまったくない。「法人企業統計データから知られる設備投資額＝従来基準による設備投資額±補正額」となるが、今後の年度については、「補正額」を知ることはできないのである。

それでは、新会計基準のもとでの法人企業統計データだけによって、設備投資額を推定し、対前年度増減比を計算すれば、問題は生じないのであろうか。この問いに対しては、悲観的な答えをせざるを得ない。前掲の①～④による影響額が時系列でどのように変動するかわからないからである。会計基準の改訂によって、法人企業統計データに基づく設備投資の推定額の経験的意味は変容した、と考えなければならない。

現在の調査方法を継続する限り、法人企業統計データから判明するのは、「現在の会計基準に基づき、調査対象法人が記録した設備投資額」である。会計基準の変更を理由にして法人企業統計の調査対象を変更できないのはもちろんのこと、リース取引による設備投資の記録方法（会計処理方法の選択）を「調査票」で問うことも現実的ではない。会計処理の選択が問題になるのは、中小・零細法人であり、その記入負担が加重になるからである。会計基準の改訂にともなう設備投資額の意味の変容について、法人企業統計データの利用者は、十分な注意と留意が必要であらう。

最後の第3の問題点は、借手側の資産と負

債の数值は、適用初年度だけでは新基準への移行が完了しないという点である。リースの借手の側は、新規契約分から新基準を適用する。したがって、新基準への移行が完全に終了するのは、既存の契約がすべて終了したときである。ただし、これは、設備投資額の推定問題を主題とする「附帯調査」とは直接の関係はない。法人企業統計データのうち、資産や負債のストックの情報を利用する場合の問題点である。

新しいリース会計基準では、ファイナンス・リース取引について、資産と負債を計上するので、総資産利益率の分母が増加して、収益性が低下したように見えるとともに、負債比率が上昇して、財務状況が悪化したように見える。しかし、その変化は、会計基準改訂後の新規契約分について徐々に生じるのであって、既契約分まで含めて一気に変化が起きるわけではない。それゆえ、適用後の短い数年間だけを観察したのでは、借手の側に生じた会計数値の変化を十分に捉えることはできないであらう。

残存契約年数の平均は3ないし5年と予想され、全体の集計値については、それくらいの期間にわたって観察する必要がある。もちろん、個別の企業では、リースの契約期間が10年という例があるかもしれず、旧基準の適用最終年度に駆け込み契約をした例があるかもしれない。個別の企業が受けた影響については、いまだに全貌が生じたわけではないのであり、その点で言うと、新基準の影響を調査している先行研究の信頼性はおおいに疑問である。資産や負債の数值は、長期間にわたって徐々に新基準の影響を受けるということを、忘れてはならないであらう。

(2) 「附帯調査」のサンプリング・バイアス

「附帯調査」は、資本金規模が比較的大規模な法人（資本金1億円以上）を対象になされたものである。回答率は約80%であり、本調査と比べて遜色ない水準である。したがって、その調査結果から資本金1億円以上の母集団について推定しても、大きな誤りはないと思われる。

しかし、リースの借手側の構成比において、①資本金1億円未満の中小・零細企業がそれなりの比率を占めていたり、②法人企業統計の対象とならない非営利法人や政府・自治体なども無視できない存在であったりする可能性も否定できない。その結果、大規模法人に対する「附帯調査」の数値から、借手の全体像を推定するのは問題である。あくまでも、「附帯調査」の結果は、大規模な借手を調査対象にしたものでしかない。

そもそも、リース取引の利用度、さらにはファイナンス・リースの利用度には、業種による投資機会の偏在のほか、企業規模、収益性、財務状況などの企業属性が重要な影響をあたえることが知られている。資本金規模によって、ファイナンス・リースの利用度が異なっているとすれば、大規模法人に対する調査結果から、中小・零細企業法人の様子を推測するのは問題が多い。そのような推測をしても、未知の偏向があるために、推測結果の信頼性はきわめて低くならざるを得ない。今回の調査研究には、そのような重大な限界が存在していることを、留保しておかなければならない。

それでは、大規模企業についての推定には、いっさいの偏向が含まれていないのであろうか。残念ながら、答えはノーである。もちろん、全数調査がなされている場合には、調査結果は、文字通り、全貌を示している。しかし、サンプリング調査によっている場合には、未知のバイアスが存在している。ファイナンス・リースの利用度に影響をあたえる要因を事前に把握したうえで、それをコントロールするようにサンプリングされたわけではないからである。

この問題は、はじめて影響を調べる「附帯調査」にとっては不可避であり、今回のリース会計基準の改訂に固有の問題ではない。とはいえ、改訂された会計基準の種類によっては、問題が軽微である場合もあれば、重大な場合もあるから、今回のケースがいずれの側であるのかを知っておく必要がある。

これまでに経験したケースで考えてみよう。退職給付や金融資産の評価をめぐる会計基準の改訂が大きな影響をあたえたと推測されるのは、大規模企業であり、かつ、その影響は企業属性には対して左右されないと考えられている。たとえば、特定の産業だけ（ただし、金融業は除く）が、退職給付制度をもっているとか、金融資産投資の比重が高いという状況を積極的に考慮する必要性はない。

他方、減損の会計基準が影響をあたえたと推測されるのは、大規模企業であり、かつ、構造的な不況に見舞われている特定の産業のうち、「負け組」となった企業である。そもそも、固定資産などの長期性資産を自己所有していなければ、減損損失を計上することはないから、資本集約的か労働集約的か、自己所有か、解約可能なオペレーティング・リースかなどの複数の要因によっても、減損損失が計上されるか否かは異なっている。

リース会計基準の改訂が問題になるのは、ファイナンス・リース取引を利用している場合であり、その利用度は、前述の通り、産業や企業属性によって異なっている。したがって、もしも、回答企業に産業や企業属性の偏りがある場合には、その部分サンプルから母集団全体を推測すると、未知のバイアスが含まれることになる。そのバイアスを取り除くことは、容易ではない。バイアスを生み出す要因、すなわち、ファイナンス・リースの利用度を決める要因が未知だからである。

「附帯調査」の実施、および、この調査研究にあたっては、その問題は事前に判明していた。そのようなバイアスの混入がわかっているもなお、法人企業統計データの不連続性に関して情報を提供するほうが有用であると考えられればこそ、こうして調査と分析がなされているのである。そのような前提があることをふまえて、「附帯調査」の結果とこの研究調査の結果の2つに含まれるデータを解釈してもらいたい。調査結果の数値が「一人歩き」する事態は、調査主体の意図とは異なっているのであり、必

ず、その数値がいかなる前提に基づいて作成され、どのような意味をもっているのかを、つねに考慮していただきたい。

(3) 会計基準変更の経済的帰結

一般に、財務報告には情報提供機能と利害調整機能の2つがあると言われている。意思決定支援機能、契約支援機能という2分法もあるが、情報提供機能と意思決定支援機能はおおむね重なり、利害調整機能と契約支援機能はおおむね重なっている。厳密に言う、前者のほうが想定する範囲が広く、その意味で汎用的であるので、ここでは前者の用語法を使うことにしたい。

会計基準の設定主体は、一定の普遍性をもつ基本的枠組みと整合的に会計基準を設定する。これを規範的演繹的アプローチと言う。このアプローチにおいては、会計基準の作成過程を透明、公平にし、一般の支持を得やすくするために、あらかじめ「概念フレームワーク」と呼ばれる文書を公表する。これは、会計基準設定主体が考えている「基本的枠組み」を文書化したものである。

日米欧に共通して、現在、概念フレームワークでは財務報告の目的が明記されている。ここでは、会計情報を利用する主体にとって、会計情報が経済的意思決定に役立つことが目的として掲げられている。現行制度においては、情報提供機能のほうが利害調整機能よりも重視されているわけである。もちろん、経済的意思決定にとって有用な会計情報は、経済合理性・効率性の観点において利害調整にも役立つことが、暗黙の前提とされている。しかし、それ以外の観点、たとえば経済的な厚生、法的な公平、倫理的な平等などの観点での利害調整は、さしあたり無視されている。

ここで、第1に問題になるのは、財務報告制度において、会計情報を利用する主体として想定されているのは、株式や債券などに投資をする投資家であるという点である。そもそも、証券規制のもとでの会計規制は、証券市場（資

本市場）における資源配分の効率性の達成手段として位置づけられており、証券市場参加者以外を会計情報の利用主体として明示的に扱うことはできない構図になっている。

そのように限定された利用者像に対しては、最近、批判的な目が向けられている。従業員、消費者、地域住民、はては地球上の全員まで考慮に入れて、財務報告のあるべき姿を検討すべきであるという主張もある。本稿は、そのような無制限、無節操な拡大を支持する立場ではないが、会計情報の利用主体として、経済政策の研究、企画立案、採択にかかわる者もいるということを強調しておきたい。端的に言えば、会計データを集計した法人企業統計データの利用も、会計情報の利用者なのである。制度上の概念フレームワークにおいては、利用者から排除されているものの、れっきとした利用者であることに間違いはない（第5-1図を参照）。

もしも財務報告の会計データに誤りがあるなら、それがそのまま法人企業統計データに引き継がれ、その結果、法人企業統計データを利用した意思決定が誤導されてしまう危険性がある。しかも、その誤りの悪影響は、全国に、かつ、長期間にわたるかもしれない。今回の例で言えば、リース会計基準の改訂の結果、法人企業統計データを通じた設備投資の額の捕捉に脱漏が生じ、ひいては日本国全体の景況判断に影響をあたえる可能性が無いとは言えない。そのような可能性を考えると、証券市場（資本市場）への参加者の意思決定だけを考慮して会計基準を作成、設定してよいものか、疑問に思われてくる。

そもそも、国家を単位とするマクロの統計と

第5-1図 財務報告の目的と会計情報の役割

		情報提供機能	利害調整機能
ミクロ (企業単位)	Public	証券規制(金商法)	会社法*, 税法
	Private	私的契約	
マクロ(国家単位)		景気動向の把握 政策決定	金融規制 産業規制

*会社法には情報提供機能も規定されているが、図では省略している。

マイクロ企業を単位とする会計は、国内の資源配分を効率化するうえで、きわめて重要な制度インフラである。戦後復興期において、マクロ統計とマイクロの企業会計が両輪として同時に整備されようとしていたものの、計画のみで頓挫したため、両者は効果的な連携を欠いたまま半世紀が過ぎ去ってしまった。今回、設備投資額の推定という基本的かつ重要な判断に影響をあたえるリース会計基準の改訂を目の当たりにして、統計と会計の連携について、あらためて考え直してみる必要性があることを強く訴えておきたい。

第2に、利害調整機能についても、マイクロとマクロの両面があることを指摘しておきたい。利害調整というと、①会社法の配当規制、法人課税、経営者報酬や借入契約などの私的契約などが頻繁に議論されているが、②公益事業の料金規制、補助金政策や金融業の自己資本比率規制、ソルベンシー・マージン規制も、会計情報を通じた利害調整である。報告された会計数値に基づいて、権利義務関係が確定したり、強制的に資源配分が変更されたりするからである。言うまでもなく、①はマイクロ、②はマクロである。

今回の調査研究では、法人企業統計データの連続性というマクロの情報提供機能にかかわる問題を扱っているが、それは、委託研究の主題がそこに設定されているからである。必ずしも、マクロの利害調整機能が劣位にあるという価値判断にたっているわけではない。ここで「必ずしも」という限定条件をつけているのは、利害調整機能をどれほど重視すべきかに加えて、マクロの利害調整機能を証券規制のための企業会計に負わせてよいものかについては、慎重な議論が必要だからである。

いずれにしても、証券市場参加者以外が会計情報を利用する局面をすべて無視することは乱暴であり、論理的必然であるとは言えない。会計基準の国際的統一の必要性が叫ばれる一方で、会計情報の使われ方には、国家や地域によって差異があることも、学問上の定説となっ

ている。企業活動の国際化というマイクロの視点だけでなく、マクロの視点から会計制度や会計基準の内容を考えてみる必要がある。設備投資額の推定に重要な影響をもたらすと思われる、今回のリース会計基準の改訂は、その必要性を示唆する格好の事例であろう。

(4) 小 括

リース会計基準の改訂にともなって生じる、「旧基準で把握されていた投資額からの過小推定(脱漏)」について、ごく大雑把な試算をしてみよう。標準ケースとして、設備投資のうち、ファイナンス・リースの利用割合を5%とし、借手と貸手とのあいだに生じる不突合など、法人企業統計で把握されない割合を70%とする。この標準ケースでは、旧基準ベースに比べて、設備投資額は3.5%だけ過小推定される。

ここで問題は、たとえ旧基準による設備投資額が一定であっても、①ファイナンス・リースの利用割合の変動と②不突合等による脱漏割合の変動によって、法人企業統計で把握される設備投資額が変動するという点である。ここで、ファイナンス・リース取引の利用割合は4%~6%のあいだを変動し、不突合等による脱漏率は65%~75%のあいだを変動すると仮定してみよう。このとき、過小推定率は、最小で2.6%、最大で4.5%となる。この仮定のもとでは、従来の基準で設備投資額が一定であっても、①と②の変動いかんによって、「設備投資の対前年度増加率(あるいは減少率)は約2%程度である」と推定されることも、起こり得る。

この数値は、設備投資の増減率が10%の世界では「誤差率(ここでは、数値のブレの程度という意味)」が20%、設備投資の増減率が5%の世界では誤差率が40%にも達することを意味している。これは、けっして無視できる次元の大きさではない。過小推定割合が5%以下と小さいにもかかわらず、(1)それが年々変動するとともに、(2)設備投資の額ではなく増減率を問題にすると、その影響はきわめて大きくなることに注意しなければならない。その感応

度については、第5-1表を参照されたい。

もちろん、想定条件の数値いかによって、この誤差率は、小さくもなれば、大きくもなる。たとえば、不突合等による脱漏率が69%~71%のあいだを動く場合には、過小推定率の最小と最大の差は1.5%となる。前述の約2%よりは小さくなるものの、そもそも設備投資の増減率がそれほど大きな値になるとは考えられないため、あいかわらず、誤差率は大きい。「設備投資額に対する1.5%の誤差」が、設備投資増減率の推定誤差の次元で5%以下の水準になるためには、設備投資の増減率は30%でなければならない。このことから、問題の大きさをあらためて理解できるであろう。

さらに、リース会計基準の改訂は、「設備投資額の推定」には下方への偏向、すなわち、過小推定をもたらす一方で、過小推定要因が毎期変動する結果、「設備投資の増減率の推定」には、下方だけでなく、上方への推定誤差をもたらす点に注意したい。リース会計基準の改訂は、「設備投資の増減率の推定」に対して過小推定バイアスをあたえているのではなくて、推定誤差の不規則な変動をもたらしているのである。あらためて言うまでもなく、これまでの設

備投資額の補正推定割合の実績から、将来の設備投資の増減率の「あるべき補正割合」を知ることはできない。

著者の二人も、「附帯調査」の結果を詳しく検討するまでは、リース会計基準の改訂が法人企業統計データにどのような影響をあたえるのか、明確なイメージをもっておらず、これほどの影響があることを知り、正直、驚いている。調べれば調べるほど、現実には複雑であることを知り、わからないこと、不思議なことが多いことを今更ながらに知ったしだいである。このような調査研究の機会を得たことは、貴重な経験であった。

そのような大きな影響、正確に言えば、脱漏という不可知の「相当に大きそうな」影響が生じるであろうと予測をせざるを得ない事態に直面して、あらためて、会計基準の作成と設定にかかわる検討課題を強調しておかなければならないであろう。会計基準の経済的帰結について、事前にどのような予測が可能であり、それをどのようにして会計基準の設定に活かすべきであるのか、マクロの意思決定や利害調整について、現状のように「見て見ぬ振り」をしてよいのか、それらは学界全体で考えるべき重

第5-1表 「ファイナンス・リースの利用割合×不突合等による脱漏割合」で生じる過小推定率

	設備投資に占めるファイナンス・リースの利用割合										
	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	
64%	0.0064	0.0128	0.0192	0.0256	0.0320	0.0384	0.0448	0.0512	0.0576	0.0640	
65%	0.0065	0.0130	0.0195	0.0260	0.0325	0.0390	0.0455	0.0520	0.0585	0.0650	
66%	0.0066	0.0132	0.0198	0.0264	0.0330	0.0396	0.0462	0.0528	0.0594	0.0660	
不突合等による脱漏割合	69%	0.0064	0.0138	0.0207	0.0276	0.0345	0.0414	0.0483	0.0552	0.0621	0.0690
	70%	0.0070	0.0140	0.0210	0.0280	0.0350	0.0420	0.0490	0.0560	0.0630	0.0700
	71%	0.0071	0.0142	0.0213	0.0284	0.0355	0.0426	0.0497	0.0568	0.0639	0.0710
	74%	0.0064	0.0148	0.0222	0.0296	0.0370	0.0444	0.0518	0.0592	0.0666	0.0740
	75%	0.0075	0.0150	0.0225	0.0300	0.0375	0.0450	0.0525	0.0600	0.0675	0.0750
	76%	0.0076	0.0152	0.0228	0.0304	0.0380	0.0456	0.0532	0.0608	0.0684	0.0760
	79%	0.0064	0.0158	0.0237	0.0316	0.0395	0.0474	0.0553	0.0632	0.0711	0.0790
	80%	0.0080	0.0160	0.0240	0.0320	0.0400	0.0480	0.0560	0.0640	0.0720	0.0800
	81%	0.0081	0.0162	0.0243	0.0324	0.0405	0.0486	0.0567	0.0648	0.0729	0.0810
	84%	0.0064	0.0168	0.0252	0.0336	0.0420	0.0504	0.0588	0.0672	0.0756	0.0840
85%	0.0085	0.0170	0.0255	0.0340	0.0425	0.0510	0.0595	0.0680	0.0765	0.0850	
86%	0.0086	0.0172	0.0258	0.0344	0.0430	0.0516	0.0602	0.0688	0.0774	0.0860	

要な検討課題である。

6 おわりに

会計基準を誰がどのような仕組みで作成すべきであるのかは、古くから問われてきた難問であり、世界中でいまだに正解は見つかっていない。言ってみれば、つねに試行錯誤を繰り返している。大石 [2011] は、会計基準の公共財的性格からすれば、政府の規制当局が会計基準を供給（作成）すべきところ、必要な資源が偏在しているために、資源配分の効率性の観点から、民間の特定機関への権限委譲がなされると指摘している。優れた洞察力による的確な指摘であると同時に、あらためて、規制当局の役割について考えさせられる。

経済効率性と不偏性を達成しようとするとき、前者は市場原理に委ねてもかまわないものの、後者については市場が失敗する可能性がある。その場合にはやはり、出発点に戻って、公共財の供給者となるべき規制当局の指導的役割を期待するしかないであろう。民間の機関は、市場参加者の声を聞くインセンティブをもっているものの、それ以外の人々の声を聞くインセンティブをもっていない。リース会計基準の改訂が法人企業統計にあたる影響は、おそらく、会計基準の設定主体の議論の俎上に載らなかったであろうし、今後も、配慮される見込みは少ないであろう。もちろん、著者は、つねに法人企業統計への影響を考えて会計基準を作成すべきであるという立場をとっているわけではない。

しかし、会計基準は広く社会のインフラであるから、限定された一部の利害集団の意向のみに左右されてよいはずはない。それゆえにこそ、会計基準作成の最善の方法は何か、学問的な検討が続けられているのである。いたずらに「利害関係者、当事者」を増やすと、会計基準の作成が非効率になる。その一方で、少数者で勝手に決めるのは間違いであることも、自明である。最適点が1つであるか否かはわからな

いものの、十分な議論と、社会的コンセンサスの形成が重要である。

リース会計基準は、さらなる改訂に向けて、議論の真っ最中である。この論文の分析で得た教訓が、どのように活かされるのか、それ自体、興味深い研究題材である。事前の予測と事後の評価を繰り返すことにより、会計学が政策科学としての役割も果たせるようにしなければならない。ここで取り上げたリース会計基準の改訂の事例は、これまで会計学が積み残してきた「負債」が予想以上に大きいことを教えてくれている。

- 1) 「日本のリース取引は金融ではなく、物融である」という点は、オンバランスした資産の費用配分方法、リース支払利息の区分方法、費用の計上区分などに影響をあたえるものの、オンバランスかオフバランスかは直接関係のない論点である。また、税制との関連については、財務報告の目的を逸脱した、一部の関係者の利益擁護にすぎなかった。
- 2) 標準的な知識では説明できないという意味で、これはアノマリーである。一般にアノマリーについては、①市場が不完全であったり、非効率であったりする可能性、②投資家の意思決定が非合理である可能性、③開示される会計情報が不十分である可能性があるから、アノマリーの観察だけから、特定の解釈や推測をすることはできない。
- 3) 非上場企業、中小企業にどのような会計基準を適用すべきかは、会計学界において現在精力的に研究されている。
- 4) この場合、リースの借手と貸手はリース契約に同意し、結託しているのであるから、双方ともに、賃貸借処理をすると予想するのが合理的である。
- 5) 所有権が移転するリース取引とは、契約にその旨が明記されているものに加えて、割安購入選択権付きリース取引、特別仕様物件のリース取引など売買と実質を同じくする、と考えられていたリース取引と同じであると言えよう。また所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間が経済的耐用年数の75%以上であること、あるいは、リース物件の維持管理にともな

- う費用を除くリース料総額の現在価値が見積現金購入価額の90%以上であることが条件とされた。
- 6) 重要性の低いリース取引(リース期間が1年未満, 1件当たりのリース料総額が300万円未満など)についてはこの注記を省略できる。
 - 7) 企業会計基準委員会[2007] パラグラフ30.
 - 8) 国際会計基準審議会(IASB)とアメリカの財務会計基準審議会(FASB)とが, 会計基準のコンバージェンスを目的とした基準設定を共同で行っている。
 - 9) (A)のように遡及適用すると, 一般には資産の償却のほうペースが速いので, 投資額が過小計上される可能性があるが, 本分析ではこの点は無視する。
 - 10) 法人企業統計の附帯調査では, 新基準適用時期の調査も行っているが, 新規契約分のみなのか既契約分にも適用しているかを区別した調査は行われていない。
 - 11) リース債務は支払リース料総額から利息が控除されているが, 注記に開示されているリース料残高については, 利子を控除しない方法(利子込み法)に加えて, 利子を控除した額を計上している企業もある。リース債務と平仄をあわせるには, 利子控除後の額が適切ではあるが, ここではすべて企業が開示している利子込み法による額を用いている。
 - 12) ファイナンス・リース利用企業1,500社のうち255社しか既契約分に適用していないにもかかわらず, 本体比率が56%であることから, この255社におけるリース取引高は大きいことが予想される。
 - 13) ここでは, 検討対象とはしないが, 利益計算にあたる影響としては, (B)ないし(C)の方法を採用すると, 適用初期に多く費用が計上されることになるため, 少なくとも適用初年度における利益は旧基準のもとで測定される利益よりも少なくなることが予想される。
 - 14) 業界動向サーチ (<http://gyokai-search.com/4-lease-uriage.htm>)。
 - 15) シェア第1位のオリックスは米国基準を適用している。このオリックスと本サンプルの7社のシェアを合計すると94.4%となる。
 - 16) 本稿では, 金融, 保険業を含まない。
 - 17) 利益計算に及ぼす影響は, 旧基準であれば契約初期段階での利益が少なく計上されていたのが, 新基準によってアップフロントの収益認識となる。この影響額はもともと多額ではないうえに, 借手は減少, 貸手は増加方向に変化するため, マクロ的にはあまり影響がないと考えられる。
 - 18) 特別減価償却費とは, 産業促進などの政策目的のための租税特別措置法によって規定される減価償却のことである。
 - 19) 年報の有形固定資産等の増減額を測定するにあたっては, 振替によるものも含まれている可能性がある。その場合, 新基準適用初年度の年報における設備投資額は, 貸手の振替相当分だけ過小に測定されてしまう。法人企業統計の年報では, 「リース業を除く」設備投資額が別途開示されており, 適用初年度においてはその情報は重要であると言えるだろう。
 - 20) もちろん個別には長期のファイナンス・リースもあるため3年ですべてが反映されるわけではない。
 - 21) 前節注12を参照。
 - 22) 繰り返しになるが基準変更の影響のみを抽出することはできないため, あくまで予想でしかない。
 - 23) (大企業が賃貸借処理したファイナンス・リース/大企業のファイナンス・リース)=(ファイナンス・リース取引のうち大企業が占める割合-ファイナンス・リース取引のうち附帯調査で判明した捕捉率)/ファイナンス・リース取引のうち大企業が占める割合。

参考文献

- 大石柱一 [2011]「会計基準」『体系現代会計学第1巻 企業会計の基礎概念』第11章, 中央経済社, 2011年, 435-472頁。
- 加賀林陽介 [2010]「リースと設備投資」『リース研究第5号』社団法人リース事業協会, 55-73頁。
- 企業会計基準委員会 [2007]「企業会計基準第13号 リース取引に関する会計基準」。
- [2007]「企業会計基準適用指針第16号 リース取引に関する会計基準の適用指針」。
- 企業会計審議会 [1993]「リース取引に係る会計基準に関する意見書」。
- 業界動向サーチ <http://gyokai-search.com/4-lease-uriage.htm>

- 黒坂佳央 [2010] 「2008年9月以降何が起きたのか？
経済インフラ—金融・法・会計制度の観点から考
える：講演(1)」『武蔵大学論集』第58巻第1号,
153-167頁.
- 経済産業省経済産業政策局調査統計部 [2011] 「リー
スの動向とリース会計基準変更の影響について」
『平成22年年間回顧』65-76頁.
- 公認会計士協会 [1994] 「リース取引の会計処理及び
開示に関する実務指針」.
- 財務省「年次別法人企業統計調査」平成19年度～22
年度.
- 財務省 [2012] 『法人企業統計調査附帯調査(「リー
ス取引に関する会計基準」の適用について)』.
- 社団法人リース事業協会 [2010] 「リース統計」『月
刊リース』第39巻6号, 29頁.
- [2010] 「リース需要動向調査報告書の概
要」[http://www.leasing.or.jp/press/juyo/file/2010.
pdf](http://www.leasing.or.jp/press/juyo/file/2010.pdf)
- [2011] 「リース統計」『月刊リース』第40
巻6号, 17頁.
- [2012] 「リース統計」『月刊リース』第41
巻6号, 17頁.
- 山本卓 [2010] 「リース会計基準改正の企業行動に与
えた影響の検証」『証券アナリストジャーナル』
Vol. 48, No. 2, 85-95頁.
(大日方) 東京大学大学院経済学研究科教授
(荒田) 武蔵大学経済学部教授